

最幸のまち かわさき

# 第4期川崎市地域福祉計画

～ひろげよう 見守りの輪 助け合いの輪～



かわさき区子育てフェスタ



区の花 ひまわり



親子料理教室



区の木 銀杏



地域の縁側活動



区の花 ビオラ



川崎市認知症予防講座



区の木 長十郎梨



小田公園夏休みお楽しみ大会

2014(平成26)年3月  
川崎市川崎区



はじめに



私が描く川崎の将来ビジョンですが、川崎を日本一幸せのあふれるまち、最も幸福という意味の「最幸」のまちにするということでもあります。

「最幸」のまちの、ひとつのシンボルは「子どもたちの笑顔」ではないでしょうか。子どもたちの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そうしたまち。

子どもたちの笑顔のあふれるまちは、お父さんやお母さん、お年寄りたちも幸せを感じられるまちでもあると思います。

また、日本で最も幸福なまちになるためには、シニア世代が輝いていること、お年寄りが健康で安心して暮らせることが大切です。すなわち、シニア世代とお年寄りの笑顔があふれるまちをつくることです。

元気で、経験と知識が豊富なシニア世代は、地域社会の宝物だと思います。その知識や経験を活かして、ボランティア活動などに参加していただき、輝いていただきたいと思います。

この「第4期地域福祉計画」は、これまでの基本理念「『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして」を踏襲しつつ、より地域に目を向け、各区それぞれの課題に対応する区ごとの計画と、全市的な課題を解決し、区計画を支援する市全体の計画とで構成し、策定をいたしました。

本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

川崎市長 福田 紀彦



## 目次

序章 川崎市地域福祉計画について .....	1
1 地域福祉計画の基本的な考え方.....	3
(1) 「地域福祉」について.....	3
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	4
(3) 地域福祉計画の必要性.....	5
(4) 計画策定の背景と趣旨.....	6
2 計画の位置付け .....	8
(1) 地域福祉計画と個別計画との関係.....	8
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	9
(3) 計画の期間.....	9
3 基本理念 .....	10
4 基本的な視点 .....	11
(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画.....	11
(2) 地域の実情に合った取組の推進.....	11
(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進.....	11
(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について.....	12
(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について.....	13
5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組.....	14
6 計画の推進と評価 .....	17
(1) 計画の進行管理・評価の体制.....	17
(2) 計画の進行管理と評価.....	17
(3) 市民意見の反映と計画の推進.....	17
第1章 川崎区地域福祉計画策定にあたって .....	19
1 川崎区が考える地域福祉計画とは.....	21
(1) 「ひろげよう 見守りの輪 助け合いの輪」.....	21
(2) 計画策定の流れ.....	22
2 川崎区が地域の特色 .....	23
(1) 川崎区の概況.....	23
(2) 川崎地区（区役所管内）の特色.....	25

(3) 大師地区（大師支所管内）の特色	25
(4) 田島地区（田島支所管内）の特色	26
(5) 川崎区の地域福祉マップ	27
(6) 数字でみる川崎区	29
(7) 川崎区はこんなまち	36
<b>3 区民が抱える生活課題</b>	<b>37</b>
(1) 区民の意識調査結果から見える課題	37
(2) 地域福祉活動に関する調査結果から見える課題	38
(3) 地域福祉計画課題抽出のための調査から見える主な課題	39
<b>4 第3期計画の振り返り</b>	<b>40</b>
(1) 第3期計画におけるメインテーマ（主要な取組）	40
(2) 第3期計画の基本目標ごとの課題	41
<b>第2章 川崎区の取組</b>	<b>45</b>
<b>1 川崎区のめざす地域福祉</b>	<b>47</b>
(1) 計画の理念	47
(2) 基本目標	48
<b>2 計画の体系</b>	<b>49</b>
<b>3 第4期計画のメインテーマ（主要な取組）</b>	<b>50</b>
<b>4 事業体系一覧表</b>	<b>52</b>
<b>5 具体的な取組</b>	<b>54</b>
基本目標1 誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくり	54
基本目標2 みんなで支え合えるまちづくり	62
基本目標3 分かりやすい支援体制と地域の資源を活用できる豊かな まちづくり	71
<b>6 地域福祉計画の進め方</b>	<b>77</b>
<b>資料編</b>	<b>81</b>
(1) 第4期川崎区地域福祉計画策定の経過	83
(2) 川崎区地域福祉計画推進委員会委員名簿	84
(3) 川崎区地域福祉計画推進委員会設置要綱	85
(4) 第3回川崎市地域福祉実態調査（川崎区の集計結果）	87

**川崎市地域福祉計画について**

# 序 章





# 1 地域福祉計画の基本的な考え方

## (1) 「地域福祉」について

社会福祉の問題は特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【互助（互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【互助】が求められています。

- 自助 ————— 住民自身の力  
地域に住む一人ひとりが取り組むこと
- 互助 ————— 地域住民同士の協力  
地域が力を合わせて実現していくこと
- 公助 ————— 市及び公的機関による福祉サービス  
行政の責任として推進していくこと

### (参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## (2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例\*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

### (参 考)「川崎市自治基本条例」の要旨

#### 自治の基本理念－市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

#### 3つの基本原則

##### 1.情報共有の原則…市政に関する情報を共有すること

自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。

##### 2.参加の原則…市民の参加の下で市政が行われること

市民には市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

##### 3.協働の原則…暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと

市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則です。

\* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年4月に施行されました。

### (3) 地域福祉計画の必要性

#### いま、地域にはこんな人がいます…

- ・ひとり暮らしで不安を感じている高齢者
- ・子育てで悩んでいる親
- ・虐待を受けている幼児や高齢者
- ・地域で生活したい障害のある人
- ・家に閉じこもっている人
- …

#### みんなの願い

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたい。

#### だから今、地域福祉なのです

住民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

#### いま、地域にはこんな人がいます…

- ・介護保険のサービスを受けられない人
- ・子どもを預かってほしい人
- ・引っ越してきたばかりで近所のことがわからない人
- ・災害時に不安を感じている人
- ・コミュニケーションがとれない外国人
- ・生活に困っている人
- …

#### いま、地域にはこんな人がいます…

- ・豊富な知識や経験を持った人
- ・ボランティア活動をしたい人
- ・近所のことをよく知っている人
- …

#### 連携・協働

町内会・自治会

民生委員児童委員

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。  
みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…  
さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

ボランティア

地域の活動者  
地域組織  
福祉関係団体

#### 地域福祉計画で…

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう。

福祉サービス  
提供事業者

公的な福祉サービスと地域の力を結び付けて、さらに暮らしやすい地域をつくるための計画です。

行政

社会福祉協議会

#### 連携・協働

## （４）計画策定の背景と趣旨

### ① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。

このような社会では、ひきこもりや虐待、高齢者に限らない孤立などの様々な問題が起こっています。

一方、予想もしなかった平成23年の東日本大震災などを体験し、地域住民による助け合いや、災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されています。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

### ② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれ役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていこう」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

#### （参考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### ③ 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法\*」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まち

\* 特定非営利活動促進法（NPO法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

づくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO\*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

#### ④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

平成23年3月に起きた東日本大震災は、各所に様々な被害・影響をもたらしました。地震や津波だけでなく、異常気象による風水害の発生などもあり、防災に対する意識は非常に高まり、改めて地域を見直すきっかけとなっています。また、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防犯対策も重要な課題となっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

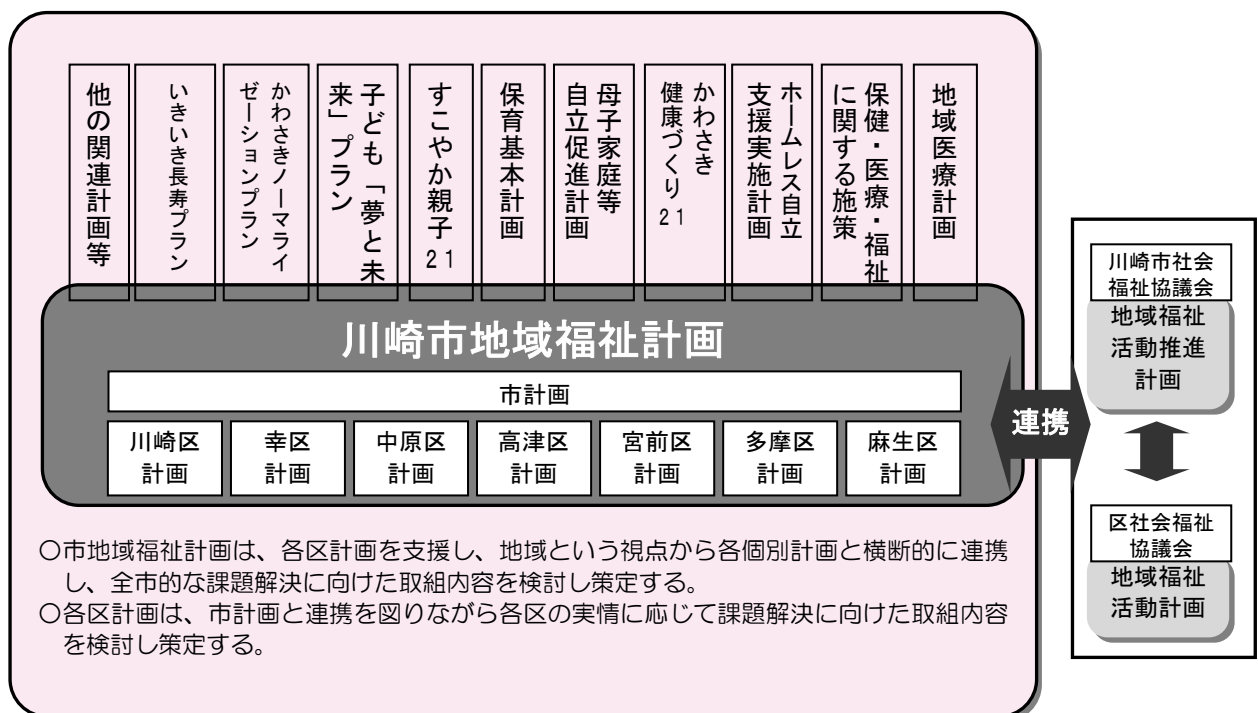
---

\* NPO：NPO（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をNPO法人と言います。

## 2 計画の位置付け

### (1) 地域福祉計画と個別計画との関係

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連して  
くる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点  
で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる  
地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。



## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

### (参考) 社会福祉法より抜粋

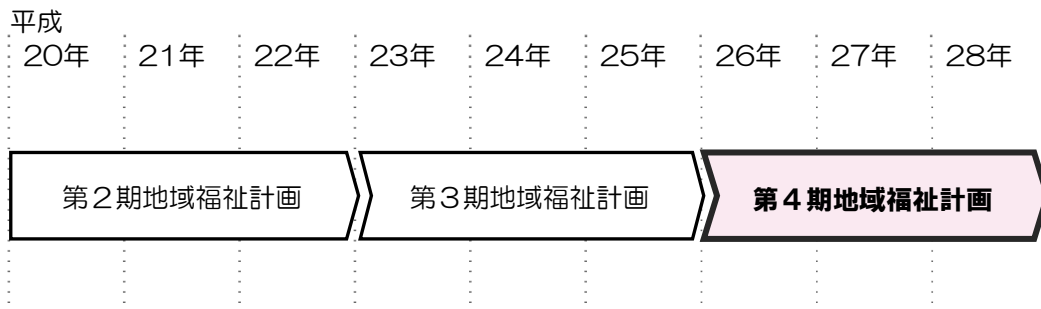
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (3) 計画の期間

第4期川崎市地域福祉計画は平成26年度から28年度までの3か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直しを図っていきます。



### 3 基本理念

#### 川崎市のめざす地域福祉

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたいという私たち市民みんなの願いは、生活していく中で生じる様々な課題に対して、市民が主体となり、暮らしの基盤となる地域の中で、住民、団体、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合いの取組を行うことにより実現していくものと考えます。

地域福祉計画では、公的なサービスと地域の多様な力を結び付けて、この地域づくりの取組を進めることをめざします。

#### 「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活の実現、人と人との支え合いや助け合いの育み、効果的なサービス提供と、住民・団体・企業などの多様な主体と連携し、「自立と共生の地域づくり」を進めます。

##### ① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、住まい・生活支援・医療・介護・予防を一体的に提供し、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

##### ② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”をめざします。

##### ③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。



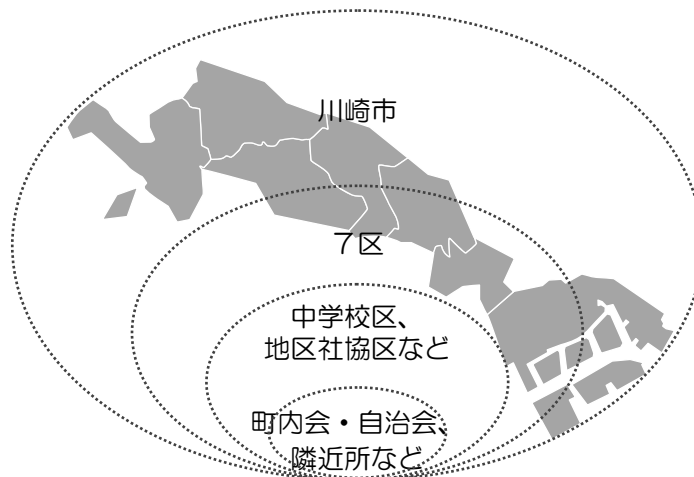
## 4 基本的な視点

### (1) 第3期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として7つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに地域の実情に応じた小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第3期計画までに培ってきた小地域など、地域性や状況等に応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。



第4期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第3期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

### (2) 地域の実情に合った取組の推進

本市7区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第3回川崎市地域福祉実態調査」からみえてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えていきます。

### (3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低下等により、生活保護受給世帯の増加、孤立死・孤独死といった今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を発見し地域で支えていく体制の構築が求められています。第4期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

#### (4) 区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

##### ▶連携強化

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

今後は社会福祉協議会とかわさき市民活動センターとの更なる連携を図ります。

さらに、地域福祉の視点から、民間事業者等のネットワークやノウハウを活かすことを目的に民間事業者等との連携を図ります。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

##### ▶人材育成

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を推進、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

##### ▶情報提供・情報交換

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようなわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会等を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク\*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）。

\* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について

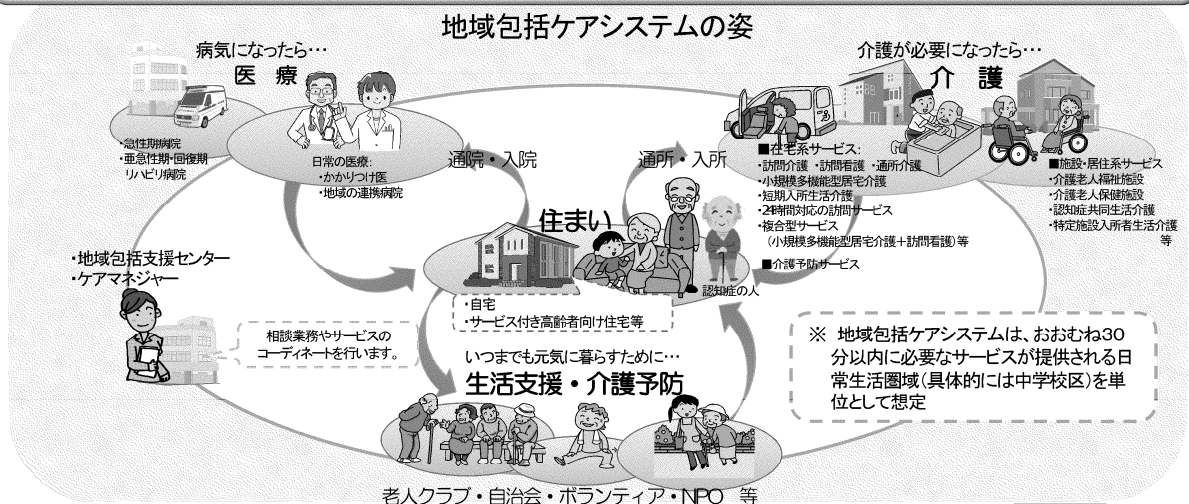
▶ 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築・連携

少子高齢化の急速な進展、障害者の増加・高齢化、医療・介護給付費等の社会保障費が増加する中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、本市では、高齢者施策に特化することなく、医療・障害者・子育て施策等の関連施策を一体的に捉え、ウェルフェア・イノベーション等と連携しながら、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた取組を進めます。

今後、策定する本市独自の基本方針に沿った取組と本計画は密接に調整・連携を図っていきます。

地域包括ケアシステム (国のイメージ図)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
  - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
  - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(厚生労働省HP引用)

## 5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組

第3回地域福祉実態調査及び第3期計画の振り返りをみると、高齢化の進展、住民意識の変化によるつながりが希薄化する中で、地域福祉活動の担い手が不足し、地域における支え合いの機能が低下しています。

一方で、生活困窮、孤立、虐待、ひきこもりなどの様々な社会問題や、地震や風水害などの災害への備えに対する不安が拡大しています。

第4期計画においては、高齢者・障害者などの各個別計画と横断的に連携し、2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の視点を踏まえて、多様な主体が連携した協働の地域づくりに向けて取組を進めていきます。

公的なサービスだけでは解決できない「地域でのつながり」を多様な活動主体と連携強化し、支援が必要な方への対策を充実すること、関係機関の行う相談支援の体制を強化していくこと、地域福祉活動への参加の促進を図ることなどを主眼として各種事業を推進していきます。

### 【重点1】 支援が必要な方への対策の充実

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な方への対策を充実します。

- ・地域見守り体制の充実
- ・民生委員児童委員の活動支援
- ・災害時要援護者対策の充実

### 【重点2】 利用者に合わせて相談支援体制の充実

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせて相談支援体制づくりを進めます。

- ・身近な地域における相談支援体制の充実
- ・生活困窮者の相談支援体制整備の取組

### 【重点3】 地域福祉活動への住民参加の促進

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する担い手を育成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援し、地域福祉活動への参加の仕組みづくりを行います。

- ・地域福祉活動への参加のきっかけづくりの推進
- ・地域福祉活動団体の活動支援
- ・地域での支え合いやネットワークづくりの支援
- ・地域における健康づくり・介護予防の推進

第4期計画の3点の重点的な取組は、それぞれ次の考え方などに基づいています。

「重点2 利用者に合わせた相談支援体制の充実」は、平成24年度の障害者自立支援法の改正及び平成27年度に施行予定である生活困窮者自立支援法の国のモデル事業などに基づき対応する取組です。

次に「重点3 地域福祉活動への住民参加の促進」は、地域福祉の担い手の育成や地域福祉活動への参加の仕組みづくりなど、様々な手法を用いて地域での支え合いやネットワークづくりを支援する取組です。

一方、「重点1 支援が必要な方への対策の充実」については、近年のひとり暮らし高齢者に限らない孤立死・孤独死問題への対応や、複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員の「適正配置」や「活動しやすい環境づくり」のための支援、そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした災害時の要援護者への対応など、喫緊の地域課題として、いずれも速やかな取組が求められているものです。

### 地域見守りネットワーク事業等の充実

▶ 地域見守りネットワークの構築・充実に取り組みます。

孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図るために平成24年11月から開始した「地域見守りネットワーク事業」について、事業の充実に向けて協力民間事業者の拡充に努めます。また、小地域における自発的な住民同士の見守り活動の取組を支援し、きめ細かなネットワーク構築をめざします。

▶ 各区のネットワークとの連携に努めます。

各区への情報提供、情報共有により連携を強化し、きめ細やかなネットワークの構築をめざします。

### 民生委員児童委員の活動支援

▶ 民生委員児童委員の活動を周知します。

地域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、広く市民に周知していきます。

▶ 民生委員児童委員の活動を支援します。

複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、民生委員児童委員を対象とした研修会等を実施します。

また、総合的な見地から、当事者や、関係団体、学識等を含めて検討会議を設置し、推薦基準・制度の見直し等の課題の検討を行います。

併せて担当世帯数の漸次縮減のため、民生委員児童委員の適正配置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。

### 災害時要援護者対策の充実

- ▶ 「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。  
災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に名簿登録の申し込みをしてもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制を構築します。制度が実効性のあるものになるよう、制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨などに努めるとともに、未登録者への対応など、更なる制度の充実に向けた検討を進めます。
  
- ▶ 二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備  
通常の避難所においては生活を続けることが困難である人を対象とした二次避難所の円滑な運営体制づくりに向けて、運営マニュアルの整備や市内社会福祉施設等との連携強化などに取り組みます。

## 6 計画の推進と評価

計画期間内（平成26年度～平成28年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

### （1）計画の進行管理・評価の体制

市計画及び区計画の進捗状況は、それぞれ「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

### （2）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACT I O Nシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

### （3）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。





**川崎区地域福祉計画  
策定にあたって**

# 第1章



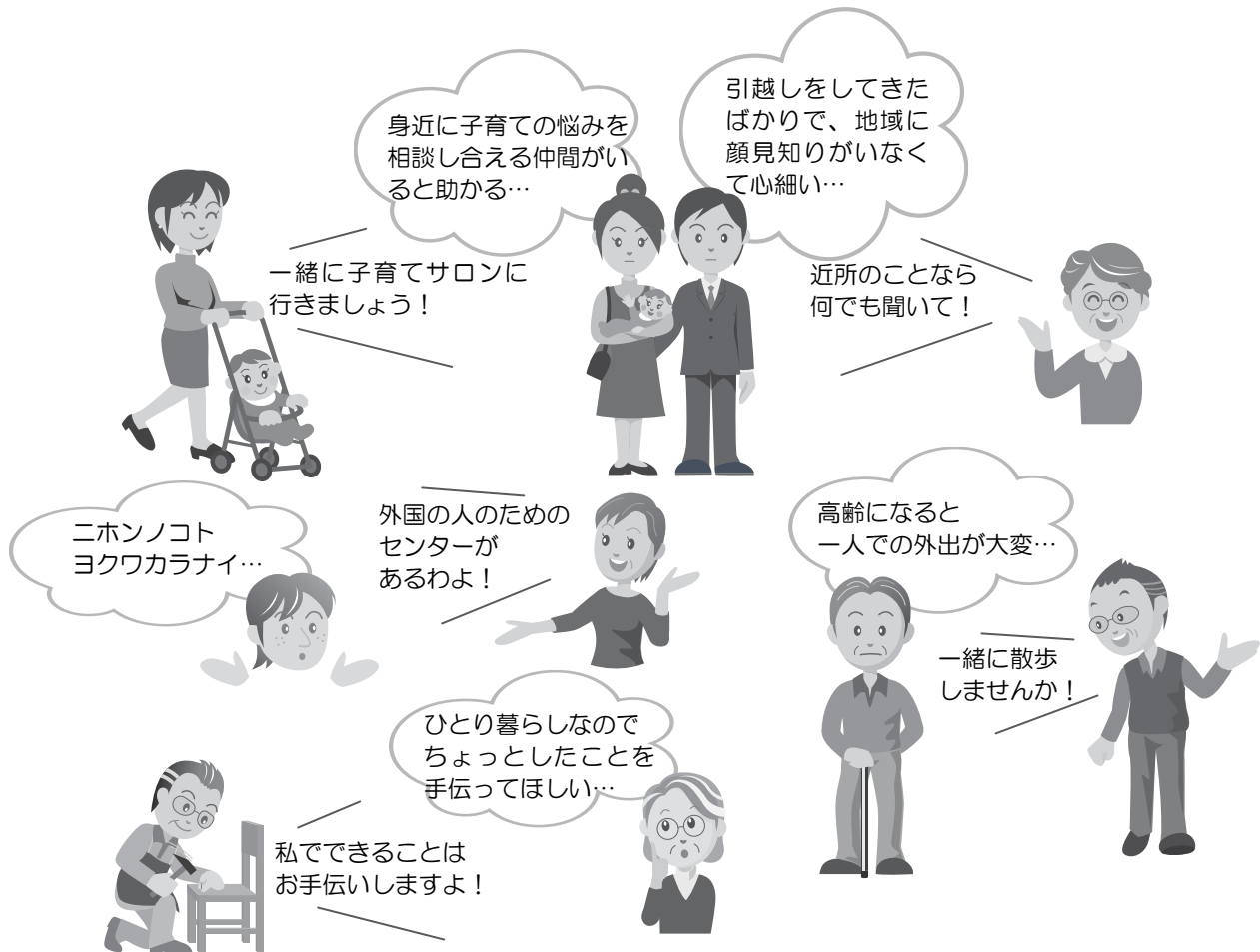
# 1 川崎区の考える地域福祉計画とは

## (1) 「ひろげよう 見守りの輪 助け合いの輪」

少子高齢化が進行し、家族構成や生活様式も多様化してきた現在は、生活上で抱える悩みも様々です。住み慣れたところで、安心して生活を続けることはすべての人の願いですが、一人ひとりの悩みに対応していくには、公的なサービスだけでは限界があります。

身近にいる人でなければ気付かないこと、近所だからできることもたくさんあります。これからは、地域で互いに見守り、支え合い、助け合うことによる福祉のまちづくりが求められています。

この計画の主演は区民のみなさんです。みんなで見守りの輪、助け合いの輪をひろげていきましょう。



一人で解決できない問題は地域のみなさんで助け合い、さらに難しい問題は、行政や関係する様々な団体・組織・機関と一緒に問題解決に取り組み、いつまでも住み続けられる地域づくりを進めていきます。

## (2) 計画策定の流れ

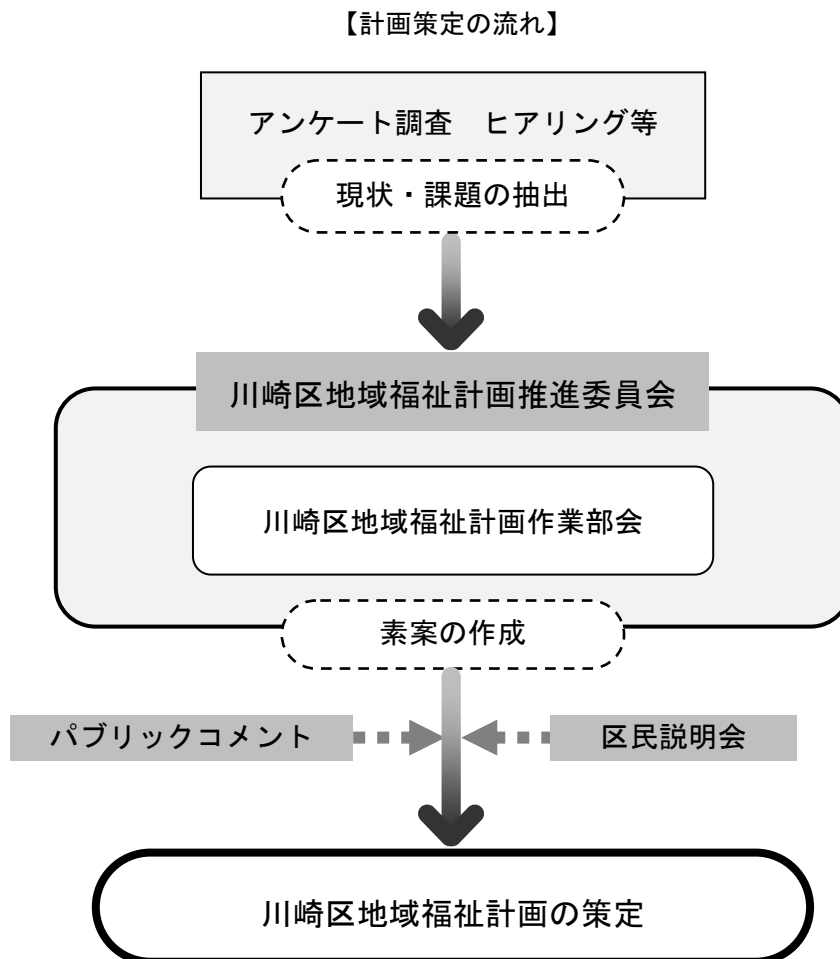
この計画は、主役である区民の方たちの意見をどのように反映させ作成したのでしょうか。

川崎区では、まず、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査などで、地域の現状や課題の掘り起こしを行いました。

そこで出た課題や現状を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「川崎区地域福祉計画推進委員会」で、様々な視点から川崎区での地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組のあり方などを審議しました。

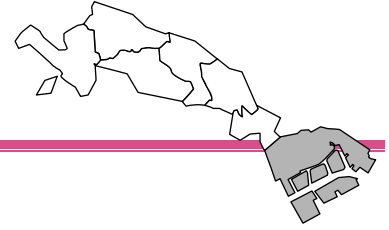
それと並行して、「川崎区地域福祉計画作業部会」において具体的な取組、役割分担などを検討し、推進委員会とともに計画の素案を作成しました。

さらに計画素案はパブリックコメント\*・区民説明会で公表され、区民の意見を踏まえてさらに検討し、この計画を作成しました。



\* パブリックコメント：市民生活に重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して、広く市民から意見や情報を募集することを「パブリックコメント手続」（意見公募手続）と言います。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられます。

## 2 川崎区の地域の特徴



### (1) 川崎区の概況

川崎区は川崎市の最も南東に位置しており、幸区、東京都大田区、横浜市鶴見区に隣接しています。

北側には多摩川が流れ、南東側は東京湾に面し、JR川崎駅及び京浜急行線京急川崎駅を起点に東側の東京湾に広がった地形をしています。

主要道路としては、第一京浜（国道15号線）、産業道路、首都高速神奈川1号横羽線・6号川崎線・湾岸線が通っています。

川崎区は、平成24年4月に区制40周年を迎えました。この間、川崎区は京浜工業地帯の中核としての役割を担ってきました。臨海部の埋立てや人工島が造成され、工場が建ち並び、近隣にはそこで働く人々が住むようになりました。その後、工場からの大気汚染による公害の問題や社会情勢の変化により、多くの工場が移転しましたが、近年では、廃棄物ゼロをめざす川崎ゼロ・エミッション工業団地\*（水江町）の形成や、



浮島・扇島での太陽光発電所（メガソーラー）の運転開始、環境学習施設「かわさきエコ暮らし未来館」の開館など、環境改善に向けた取組を進め、都市型工業地帯へと変化しつつあります。また、殿町地区は羽田空港と近接していることから、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、先端技術の研究開発が進められています。

工場移転の跡地には大規模な共同住宅が建設され、若い世代を中心とした転入が多くなっています。

一方で、産業技術の発展を象徴する、川崎河港水門\*などの近代化遺産や産業文化財が数多く残っており、貴重な社会的資源として保存し活用していく取組を進めています。

市内で海に面しているのは川崎区だけであり、浮島や東扇島などの人工島には公園が整備されています。これらの公園は区民の憩いの場所であるとともに、東扇島東公園は災害時には広域防災拠点の役割も担うことになっています。



\* 川崎ゼロ・エミッション工業団地：生産活動によって生じる排出物のすべてを有効活用することで「廃棄物ゼロ」をめざす取組です。水江町にある工業団地は平成14年度から本格的に稼働しています。

\* 川崎河港水門：川崎区を縦貫する大運河計画の一環として昭和3年に完成し、その後計画は中止されましたが、水門は残っています。頭部にあるオブジェは、かつて川崎の名産物であった梨やぶどう、桃などがモチーフになっています。

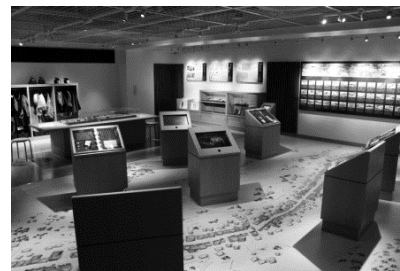
川崎駅東口周辺は、商業やサービス業の中心であり、バリアフリー化などの総合的な整備が進んでいます。駅から少し離れると、東海道川崎宿\*、川崎大師などの歴史的資源が多くあります。平成25年10月には、「東海道かわさき宿交流館」がオープンし、歴史や文化を継承するとともに、地域活動・地域交流拠点としての活用もめざしています。



旧東海道



東海道かわさき宿交流館（平成25年10月オープン）



川崎大師

川崎球場などではスポーツを通じた地域交流も盛んです。

外国人住民が市内で最も多く、浜町の「多文化共生\*センターかわさき」では外国人住民の生活をサポートしています。

また、市内で唯一、昼間人口が常住（夜間）人口を上回っており、夜間より昼間の人口が多いことも区の特徴です。

\* 東海道川崎宿：江戸時代につくられた東海道の宿場町のひとつで、川崎大師への参詣客で栄えました。川崎宿ができてから400年目にあたる2023年に向けて、区と協働で市民活動団体「東海道川崎宿2023」が発足しています。

\* 多文化共生：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことです。

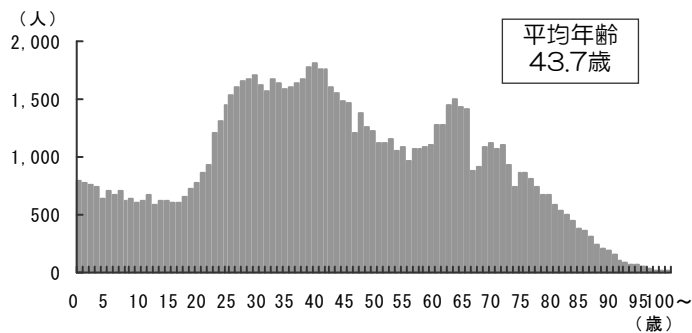
## (2) 川崎地区（区役所管内）の特色

古くは東海道五十三次の宿場町として栄えたことから、歴史的な地域資源\*が多く残る地区です。川崎駅、京急川崎駅を中心に商業施設が多く、市役所・区役所、金融機関、文化施設などが集まり、市の行政、経済の中心となっています。

人口密度が高い地区であり、30歳代から40歳代前半の人口が多く、団塊の世代以上と若い世代が共に暮らす地区と言えます。

居住5年未満の割合が3地区で最も高く2割を超えている一方で、20年以上が約5割を占めています。マンションに住む割合は3地区の中で最も高く、3割近くになっています（「第3回川崎市地域福祉実態調査」平成25年）。

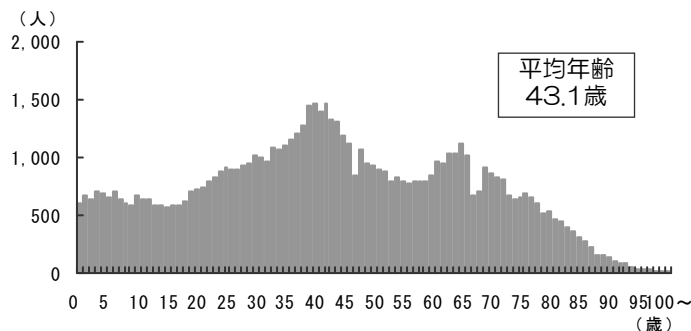
外国人登録者の多い川崎区の中でも、その割合が特に高い地区でもあります。



## (3) 大師地区（大師支所管内）の特色

川崎大師平間寺の門前町として発展した地区です。羽田空港へも近く、多摩川を挟んで東京都大田区と接していることにより、近年ではマンションの建設が進み、若い世代の転入が多くなっています。多摩川沿いの中瀬、大師河原では14歳以下の子どもの割合が約2割を占めています。

一方で、居住20年以上の割合が5割を超えており（「第3回川崎市地域福祉実態調査」平成25年）、川崎大師を中心とした下町情緒にあふれる地域も残っています。



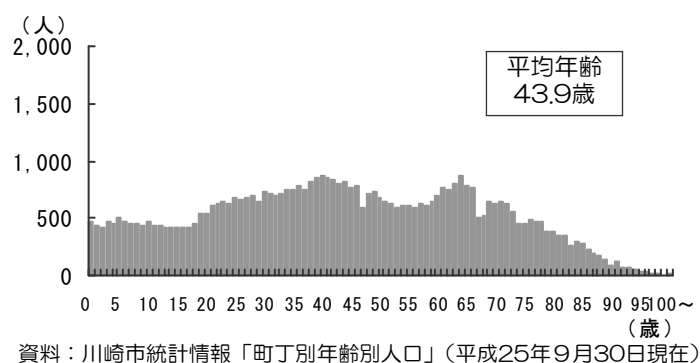
\* 地域資源：地域に存在する特徴的なものの総称で、河川、農地や風景などの自然資源だけでなく、人材や歴史的建造物、伝統文化、情報、知識なども地域資源とされています

#### (4) 田島地区（田島支所管内）の特色

京浜工業地帯の中心となり、そこに働く人々の住宅地として形成された地区です。

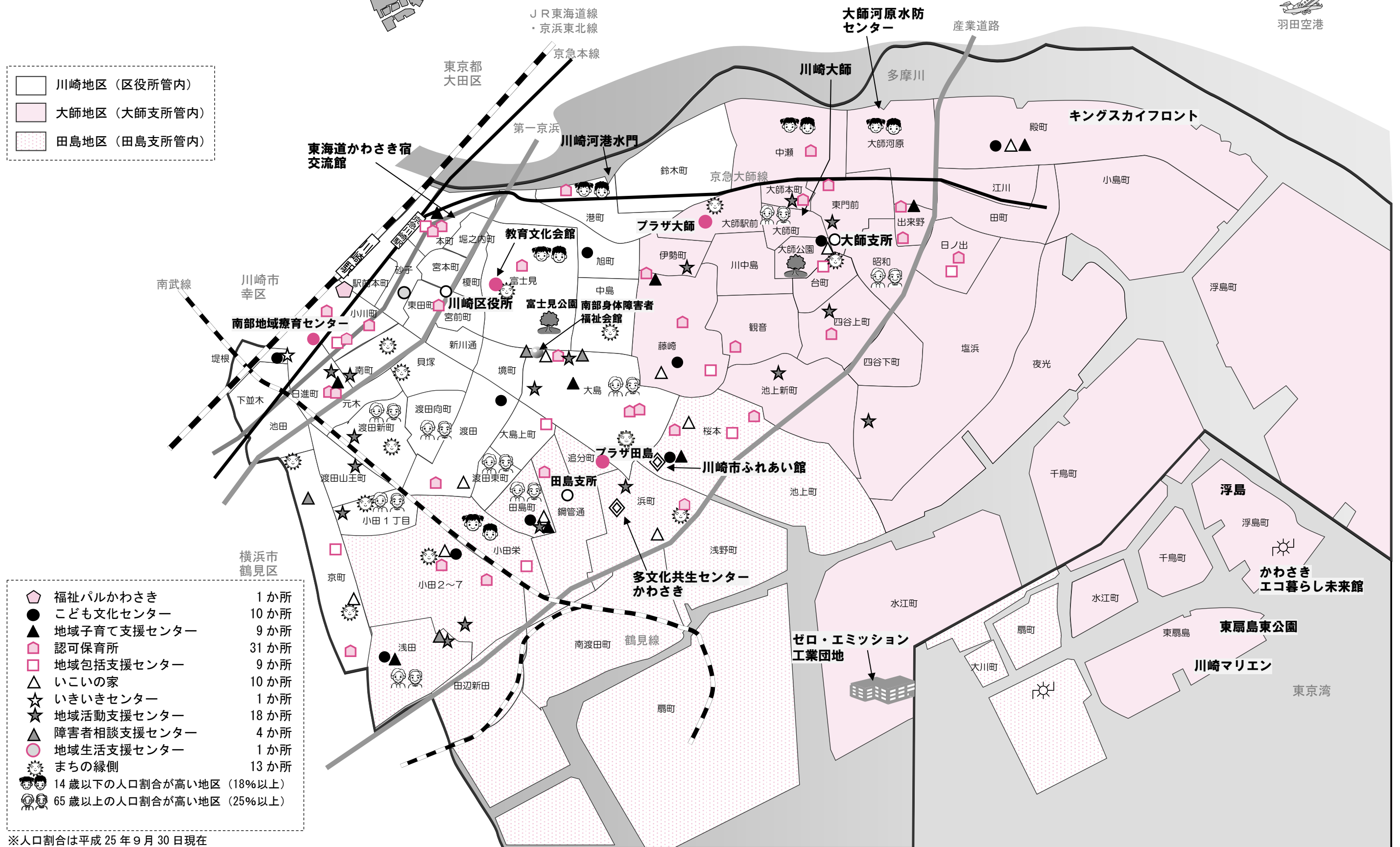
3地区で最も高齢化率が高く、平均年齢も43.9歳と3地区で最も高くなっています。また、3地区で一戸建ての持ち家率が最も高く、居住年数5年以上の割合も3地区で最も高くなっています（「第3回川崎市地域福祉実態調査」平成25年）。

高齢化率が高い一方で、小田栄は14歳以下の子どもの割合が高く、渡田東町などの高齢者の多い地域と子どもの多い地域が近接しています。川崎地区に次いで外国人登録者の割合が高く、地区の中にはコリアンタウンと呼ばれるエリアもあります。





(5) 川崎区地域福祉マップ



- 川崎地区 (区役所管内)
- 大師地区 (大師支所管内)
- 田島地区 (田島支所管内)

- 福祉パルかわさき 1 か所
- こども文化センター 10 か所
- 地域子育て支援センター 9 か所
- 認可保育所 31 か所
- 地域包括支援センター 9 か所
- いこいの家 10 か所
- いきいきセンター 1 か所
- 地域活動支援センター 18 か所
- 障害者相談支援センター 4 か所
- 地域生活支援センター 1 か所
- まちの縁側 13 か所
- 14 歳以下の人口割合が高い地区 (18%以上)
- 65 歳以上の人口割合が高い地区 (25%以上)

※人口割合は平成 25 年 9 月 30 日現在  
 ※施設数は平成 26 年 4 月 1 日現在



(6) 数字でみる川崎区



人口増加は続いています。

① 人口と世帯の状況

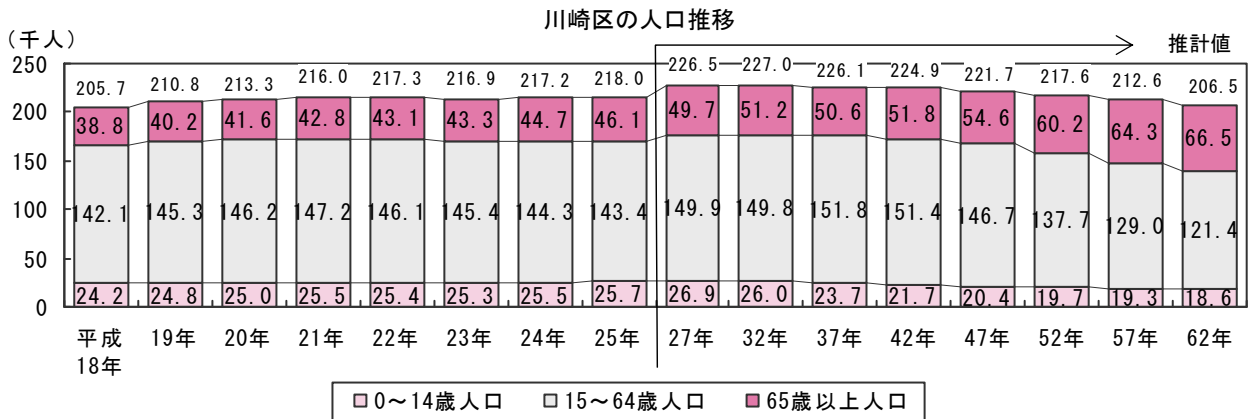
川崎区は市内で4番目に人口が多い区です。区域の半分以上が企業用地であるため、人口密度は市内で最も低くなっています。しかし、3地区別にみると、区役所管内は、中原区、幸区に次いで人口密度が高くなっています（平成25年10月1日現在）。

総人口は、平成25年には約218,000人となり、平成19年ごろの大きな増加はみられないものの、この5年間で約4,650人増加しています。

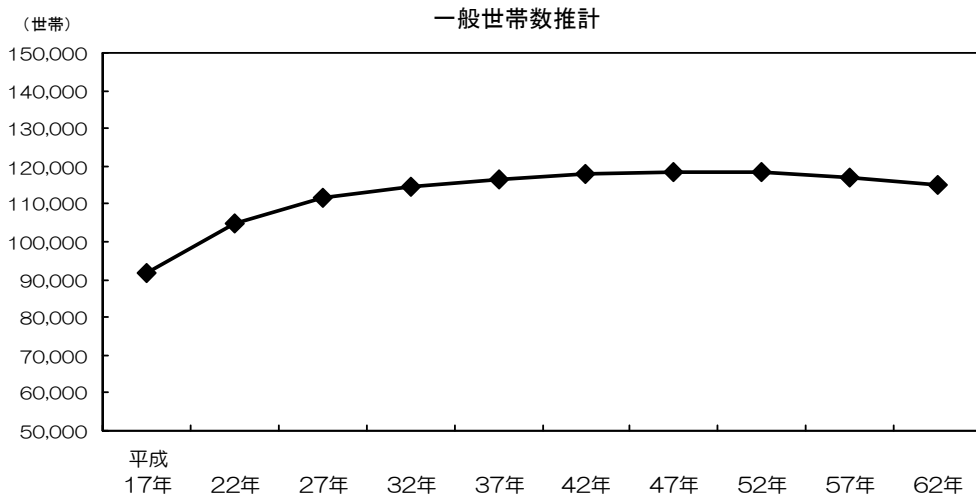
平成22年からの3年間で特に人口増加率が高いのは、港町、榎町、出来野などとなっており、この3地区では14歳以下の年少人口も40%以上の増加率となっています。

将来人口は、平成32（2020）年をピークに減少過程に移行すると推計されていますが、65歳以上人口は平成32年以降も増加傾向にあります。

一方で、一般世帯数は、平成47（2035）年までは増加するものと推計されており、今後より一層、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加するものと考えられます。



資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）  
平成27年以降は「第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成22年4月 川崎市総合企画局）による。



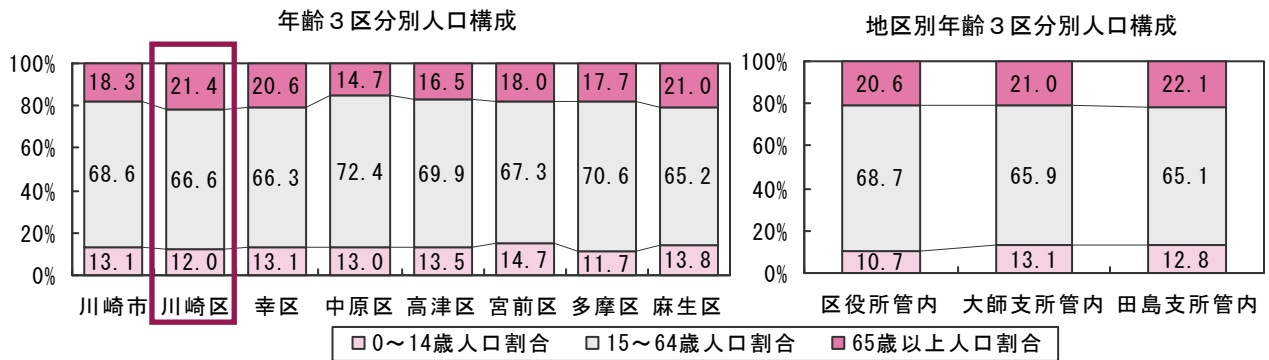
資料：「第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」平成22年4月 川崎市総合企画局

② 高齢化の状況

65歳以上の高齢者の割合は市内で最も高く、3地区別にみると、田島支所管内の高齢化率が最も高くなっています。



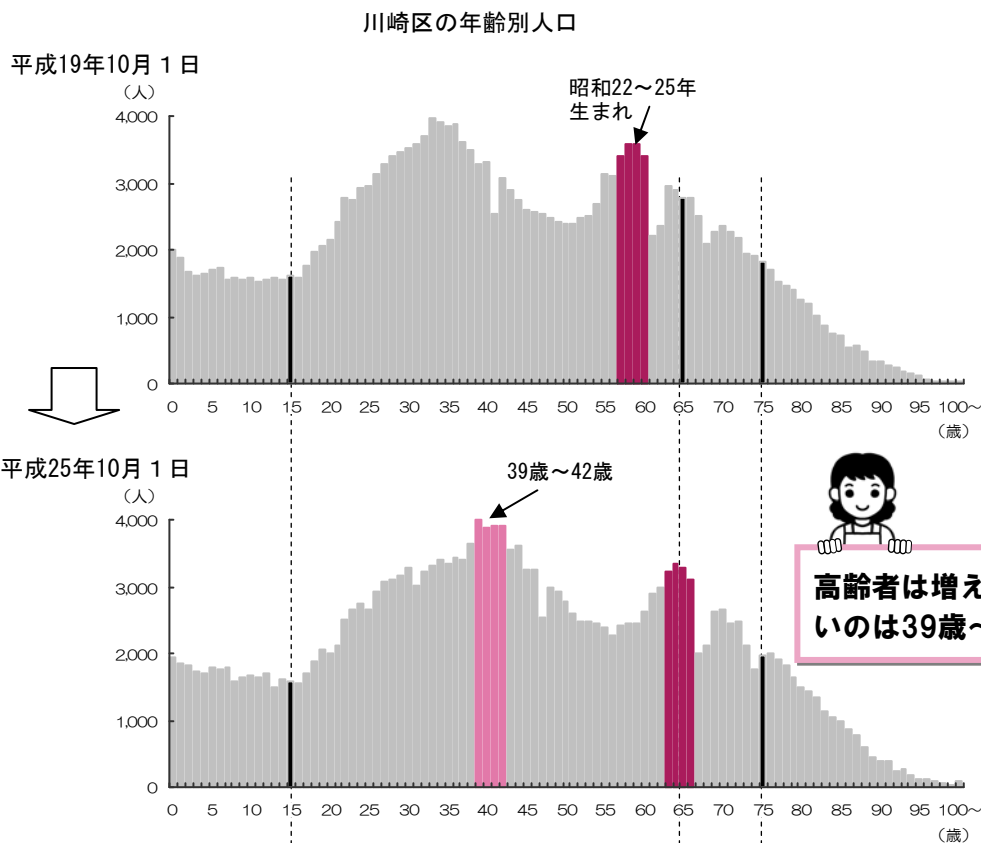
65歳以上人口の割合が21%を超えています。



資料：川崎市統計情報「川崎市の年齢別人口」  
(平成25年10月1日現在)

資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」  
(平成25年9月末日現在)

団塊の世代を含む昭和22~25年生まれの人口が、平成24年には65歳を迎え、10年後には75歳以上となります。



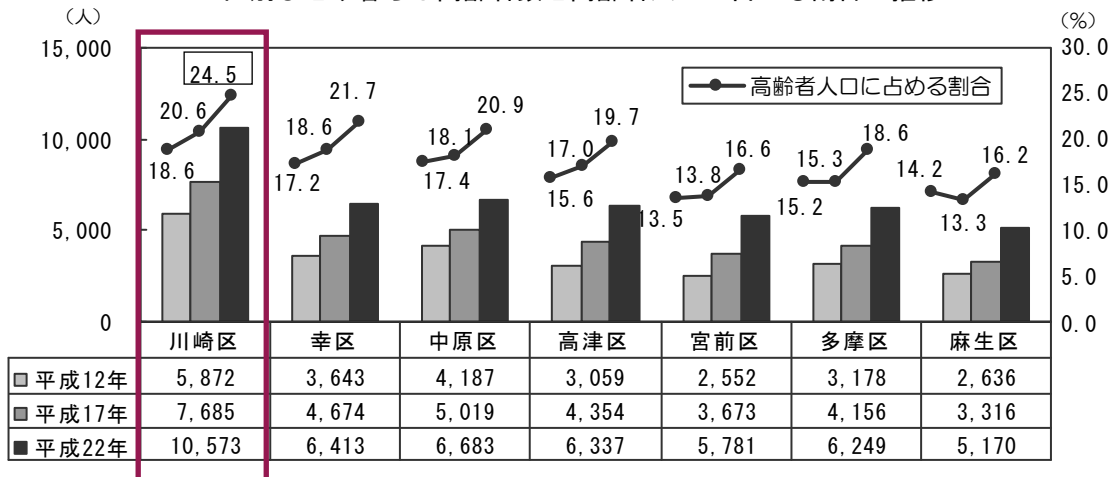
資料：川崎市統計情報「川崎市の年齢別人口」(各年10月1日現在)

平成22年の国勢調査では、川崎区のひとり暮らし高齢者は10,000人を超え、高齢者の24.5%がひとり暮らしとなっています。



ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増えていくと考えられます。

区別ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移



資料：国勢調査（各調査年10月1日現在）

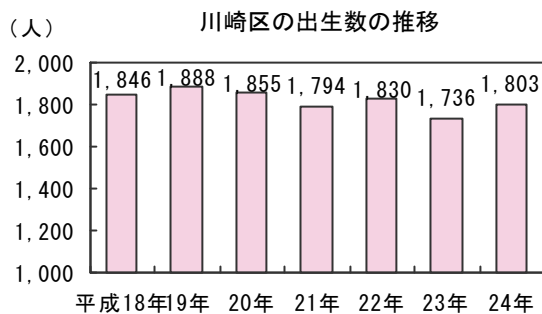
### ③ 出生の状況

出生数は増減を繰り返しており、合計特殊出生率\*は、平成22年までは市の数値を上回るか、同程度で推移していましたが、平成23年は市の数値を下回っています。

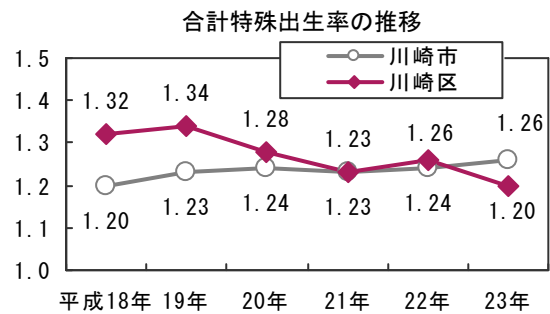
しかし、子育て世代の転入等で地域によっては子どもの数は増えており、小田栄、富士見、中瀬、大師河原などの地区では14歳以下の年少人口割合が20%を超えています。



子どもがたくさんいる地域もあります。



資料：川崎市健康福祉年報（各年次）

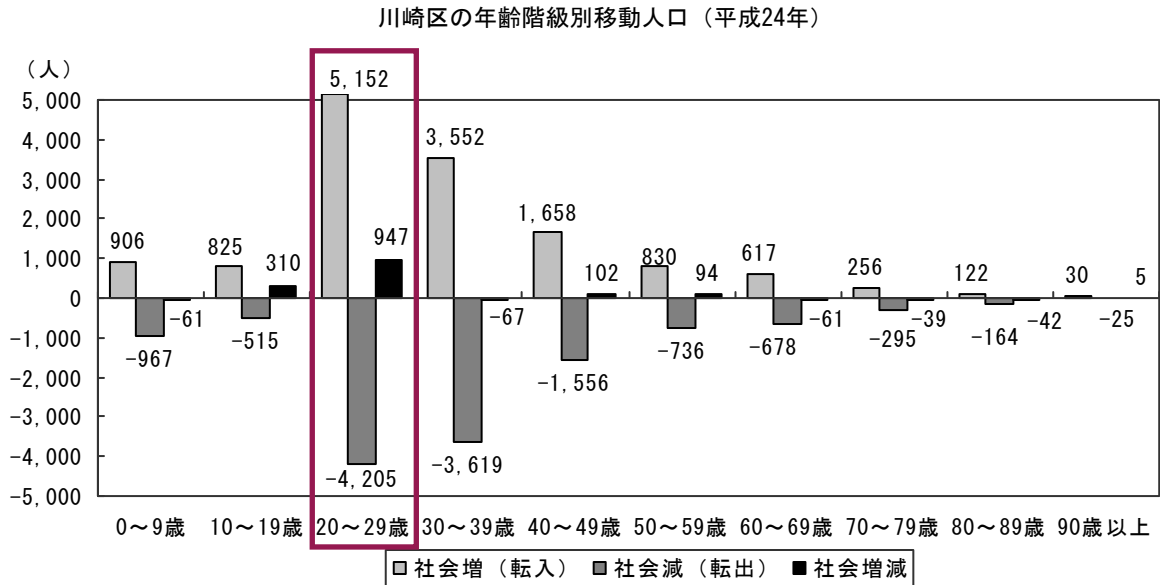


資料：神奈川県衛生統計年報（各年次）

\* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

④ 転出入の状況

平成24年の移動人口では20歳代の転入が多く、転出を上回っています。



資料：川崎市統計情報「川崎市の人口動態（平成24年）」

⑤ 児童虐待相談・通告の状況

児童相談所に寄せられる児童虐待相談・通告件数は、平成24年度は209件となっており、平成23年度からは減少していますが、200件を超える状況は続いています。

子どもの安全と健やかな成長が守られるよう、平成25年4月1日に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が施行されています。

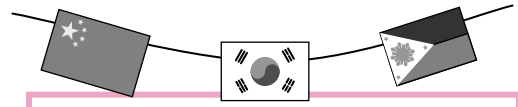
児童相談所児童虐待相談・通告件数受付状況

	南部児童相談所		中央児童相談所					その他	計
	川崎市	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区		
平成24年度	209	131	180	186	229	183	102	17	1,237
平成23年度	277	134	177	216	180	184	139	13	1,320
平成21年度	217	84	95	115	105	74	59	2	751
平成19年度	143	55	55	69	88	43	36	4	493

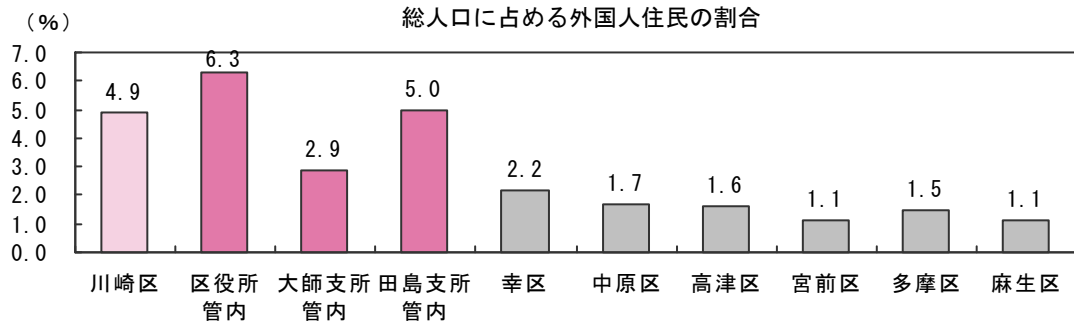
資料：市民・こども局こども本部「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（平成24年度版）

## ⑥ 外国人住民の状況

外国人住民\*の総人口に占める割合は市内でも高くなっています。特に区役所管内では6.3%、田島支所管内では5.0%と高い割合になっています。



川崎区にはたくさんの外国人が住んでいます。

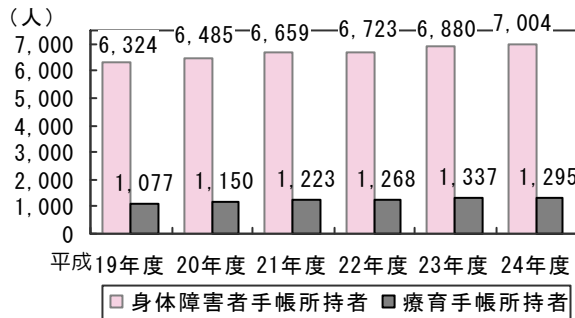


資料：川崎市の統計情報（平成25年9月30日現在。住民基本台帳の外国人住民の集計。）

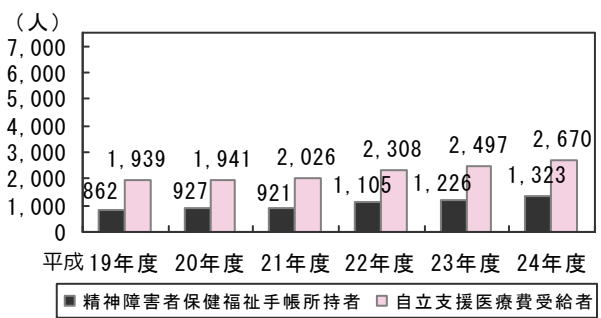
## ⑦ 障害者の状況

身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者（知的障害者）数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療費（精神通院医療）\*受給者はいずれも増加傾向にあります。高齢化の進行や制度改正に伴い、手帳所持者数は今後も増えると考えられます。

川崎区の障害者数の推移



資料：川崎市統計情報（各年度末）



資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

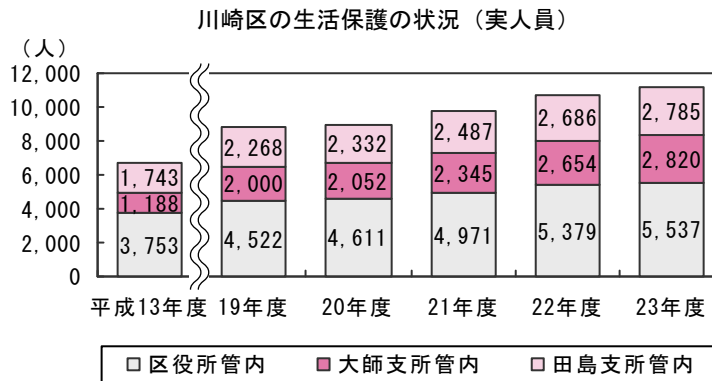
\* 外国人住民：平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となっています。

\* 自立支援医療（精神通院医療）：精神疾患のために継続的な通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

⑧ 生活保護の状況

生活保護\*を受ける人の数は増加傾向にあり、平成23年度で約11,000人となっています。10年前と比べると約4,500人増加しています。総人口に占める割合は市内で最も高くなっています。

**生活保護を受ける人が増加しています。**

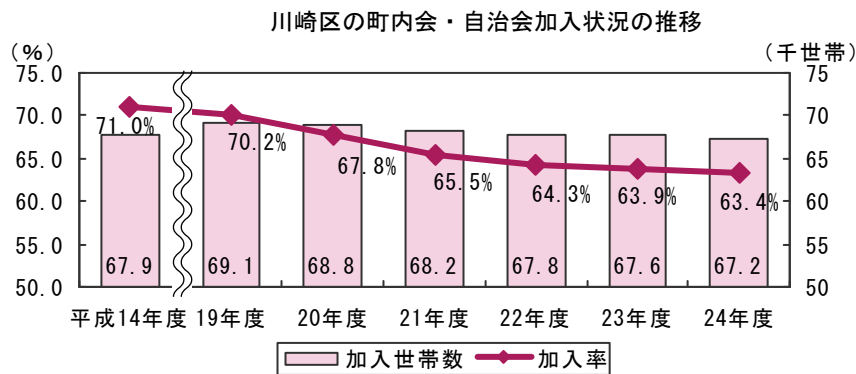


資料：川崎市統計書（各年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

⑨ 町内会・自治会加入の状況

町内会・自治会への加入世帯数、加入率はともに減少・低下傾向にあり、平成24年度は加入率63.4%となっています。

**町内会・自治会の加入率は低下しています。**



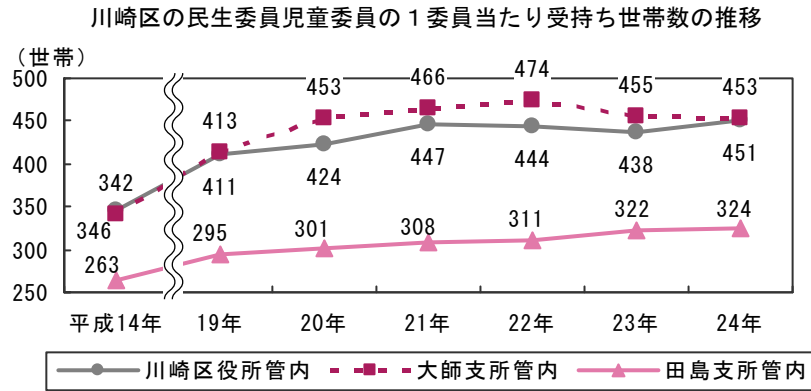
資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

\* 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。



⑩ 民生委員児童委員の状況

民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数は、川崎区役所管内、田島支所管内で増加傾向となっており、10年前と比べると大きく増加しています。

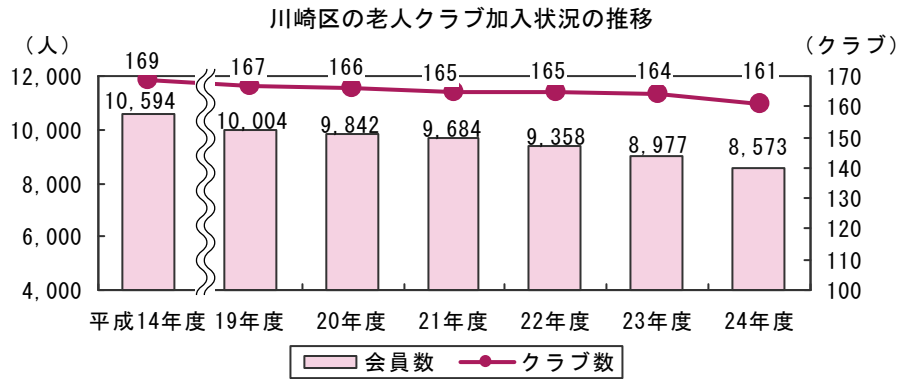


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

⑪ 老人クラブの状況

高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は減少傾向となっています。

**老人クラブの会員数は減少しています。**



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

(7) 川崎市はこんなまち

川崎市民が100人いたら…

※この項の数値はすべて、おおよその数で表しています。



21人は65歳以上の高齢者です。  
そのうち10人は75歳以上です。



注1

12人は14歳以下の子どもです。



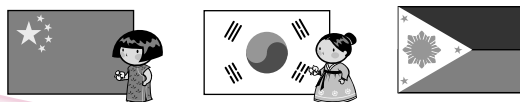
注2

5人は5歳以下の子どもで、  
そのうち保育所に入所しているのは1人です。



注3

5人は外国人住民です。



注4

1年間で川崎市に転入してくるのは6.5人です。

1年間で川崎市から転出するのは6.1人です。



注5

夜間の人口が100人とする、



昼間の人口は120人になります。

注6

注1～2：川崎市統計情報（平成25年10月1日現在）

注3：川崎市統計書（平成24年10月1日現在）

注4：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（平成25年9月30日現在）  
住民人口の多い中国、韓国、フィリピンの国旗

注5：川崎市統計情報「人口動態」（平成24年）

注6：国勢調査（平成22年10月1日現在）

### 3 区民が抱える生活課題

#### (1) 区民の意識調査結果から見える課題

##### ●高齢者に関する問題

平成25年1月に行った「第3回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」（川崎区の集計結果）によると、「地域」において問題になっていることは、「高齢者に関する問題」が約4割で最も多くなっています。

家庭生活の中で感じる不安として、「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」「経済的に生活ができるか不安である」「介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない」という声も多くなっています。

また、日常生活が不自由になったときに地域の人にしてほしいこととして「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」が上位に挙げられており、自分ができる手助けとしても同じ項目が上位に挙げられています。

高齢化率が高く、ひとり暮らし高齢者も多い川崎区では、隣近所や町内会・自治会という小地域での見守りや声かけ、助け合いが必要です。

心配ごとを解決するために、保健や福祉のサービスが利用しやすい体制づくりや、身近なところでの相談体制の整備が求められています。

##### ●地域防犯・防災に関する問題

次いで、「地域防犯・防災に関する問題」が4割弱となっています。

東日本大震災後に防災に関する意識は高まっており、正しい情報を得ることや、避難場所確保の必要性も感じています。防災訓練の強化を望む声もあります。

避難場所の確保や防災訓練のほか、災害時等に助け合いができるよう、日ごろからの近所づきあいも大切になります。

##### ●地域のつながりに関する問題

次いで、「地域のつながりに関する問題」が約3割となっています。

近所の方とは、20歳代～50歳代では7割以上が「あいさつ程度」か「ほとんどつきあいがいい」という状況です。

孤立死が生じる原因として「ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること」が最も多く、次いで「隣近所のつきあいが少なくなっていること」「経済的に困窮していること」が挙げられています。孤立死を防ぐために有効だと思うことは、「民生委員児童委員の訪問による世帯状況の把握」が最も多く、次いで「隣近所や町内会による安否確認」「新聞・郵便配達等、民間の協力による安否確認」となっています。

一方で町内会・自治会の加入率が低下しており、民生委員児童委員の認知度が大きく低下しています。

地域福祉推進のために市民が取り組むべきこととしては、「住民同士の助け合いの意

識を向上させること」が4割以上を占め、最も多くなっています。

区民自身も地域のつながりの希薄化を感じており、隣近所のつきあいや助け合いの必要性を意識し、区民自ら取り組んでいくことが大切です。

見守りをはじめ、多くの取組は民生委員児童委員の協力を得ており、地域福祉において大きな役割を果たしている民生委員児童委員の活動について、周知を図る必要があります。

## (2) 地域福祉活動に関する調査結果から見える課題

### ●活動者の高齢化と人材不足

「第3回川崎市地域福祉実態調査」のうち、地域福祉活動を行う団体を対象に行われた「地域福祉活動に関する調査」(アンケートとヒアリング)によると、最も問題となっていることは、活動者の高齢化と人材不足です。

高齢化と新たな人材確保の困難さが同時進行しており、その影響で活動の停滞化も課題となっています。

また、活動拠点を持っていない団体もあり、個人の負担が大きくなるよう、活動支援に力を入れる必要があります。

### ●孤立死について

孤立死が生じる原因としては、「ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること」「隣近所のつきあいが少なくなっていること」に次いで、「家庭内のことに、他人が立ち入りにくいこと」が約6割挙げられており、見守り活動のジレンマがうかがえます。

孤立死を防ぐために有効だと思うことは、「民生委員児童委員の訪問による世帯状況の把握」「隣近所や町内会による安否確認」「新聞・郵便配達等、民間の協力による安否確認」「水道、ガス、電気の利用に関する情報の共有」といった上位の回答は区民と同様ですが、次いで「地域包括支援センター等による生活実態の把握」「地域で気軽に集えるサロン活動」が挙げられており、孤立死防止に向けた意識の高さが見られます。

### ●防災・防犯について

市・区が保有する高齢者や障害者の情報を、見守りや防災・防犯のために、他の部局や自主防災・防犯組織といった関係団体と共有することについては、「積極的に共有・活用すべき」が、区民では2割に満たないのに対し、活動者は約4割となっています。

日常の見守りや災害時要援護者への対策として、活動者にとって情報が不足していることが課題と考えられます。

### (3) 地域福祉計画課題抽出のための調査から見える主な課題

平成24年11月に、川崎区地域福祉計画推進委員会の委員を中心に、地域福祉計画課題抽出のための調査を実施し、地域が抱えている福祉課題についての意見をまとめました。

#### ●高齢者に関する課題

- ・高齢化に伴い、認知症の人が増加している。
- ・認知症の人との関わり方など、認知症に対する啓発が必要。
- ・高齢者同士の見守りになっているので、若い世代との交流が必要。
- ・災害時の高齢者の避難場所の確保と避難方法の確立。
- ・気軽に集まれる場所が身近に多くあるとよい。
- ・ひきこもっている人に、どのように社会的なつながりを橋渡しするか。

#### ●子育てに関する課題

- ・小学生、中学生の放課後の居場所がない。児童館が少ない。
- ・自由に遊べる場所がない。
- ・保育園に入れなくて困っている。
- ・母親クラブや子ども会に入る人が少ない。
- ・子育て世代が増えている割に公園などの遊び場が整備されていない。
- ・急なときに預けるところがない。

#### ●障害児・者に関する課題

- ・障害児・者の実態が見えにくく、わからない。
- ・接し方、手助けの仕方がわからない。
- ・小さいときから障害者への接し方を勉強しておく、大人になっても声かけができるのではないかな。
- ・災害時の救助体制を確立し、周知徹底をしてほしい。
- ・中途障害者への支援がない。

#### ●地域活動やボランティア活動に関する課題

- ・活動を次の世代につなぐことが難しい。
- ・ボランティアの高齢化。
- ・活動内容がよくわからない。情報がほしい。
- ・気軽に参加したり頼んだりすることができるとうい。
- ・ボランティアをサポートする仕組みがない。

## 4 第3期計画の振り返り

### (1) 第3期計画におけるメインテーマ（主要な取組）

#### ① 地域のつながり まちの縁側推進

地域住民が主体となり、地域で支え合いながら、世代を超えた人と人とのつながりを築く仕組みをつくるための取組です。

「地域の縁側」は、誰もが気軽に立ち寄ることができる地域交流の場です。区内では、現在13団体が活動しており、参加者の健康増進・閉じこもり予防・身近な困りごと解決や、近隣住民同士の交流や助け合いにつながっています。

第3期計画では、縁側の魅力の広報に努め、地区活動者を対象とした講座や縁側活動者同士が情報交換を行う「縁側連絡会」を開催するなど、多面的な活動の支援を行いました。

また、シニア世代が地域での活動を開始するきっかけづくりとして、男性料理教室を開催したり、地域で健康づくりや介護予防に取り組むための推進ボランティアを養成し、その活動を支援しました。

今後も地域のつながりの推進に向けた、更なる取組が必要です。

#### ② みんなで子育て 地域で子育て

子どもや子育て家庭を見守り、地域で安心して子育てができるように支援する取組です。

子育てサロン活動については、子育てサロンからの要望に応じた支援を行い、保健師が参加することにより、さらに協力関係を築くことができました。

外国籍母子の育児相談や、若年母の育児教室、多胎児を育てる母親の育児教室などを開催し、子育ての仲間づくりを支援しました。また、約100名の「こんにちは赤ちゃん訪問員」の協力を得て、子育て支援の情報を届ける訪問活動を実施しました。

今後も、育児不安や孤立の防止、虐待の予防に力を入れ、地域で子育てができるよう継続していくことが必要です。

#### ③ みんなに伝わる「まちの情報」発信

必要な情報が、必要とする人に的確に届くようにするための取組です。

区内には多くの外国人住民がいるため、第3期計画では、新たに地域団体との協働で、外国人向けに携帯メールマガジン配信事業を開始しました。

子育て家庭向けには、子育てガイド「さんぼみち」を発行し、評価を得ています。また、区ホームページの「こども支援総合ページ」を「かわさき子ども子育てページ」とし、わかりやすい情報提供を工夫しました。

福祉全般に関する情報は、地域保健福祉かわら版「ぽかぽか通信」により、保健福祉の活動など、まちの身近な情報発信に努めました。

今後はニーズに合わせて内容を充実させていくことが必要です。

## (2) 第3期計画の基本目標ごとの課題

### 基本目標1 保健・福祉・医療サービス対象者の意向を尊重した施策の充実

- 基本方針1 サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。  
 基本方針2 保健福祉従事者の育成と専門性の向上に取り組みます。  
 基本方針3 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。

#### 第3期の取組

区民の様々な生活課題やニーズに対応するため、区民の視点に立った幅広いサービス提供のための取組が必要です。

サービスを必要とする市民の方へサービスの内容を周知し、サービス利用者の意向を尊重したサービスを提供するための取組として、様々な生活課題に対する各種相談体制の充実や推進をしました。

あわせて、障害者を支援する関係機関との連携強化や、子育て支援関係機関連絡会の開催など、日常的に専門機関などと連携し、より質の高いサービス提供ができるような取組を行っています。

また、外国籍の区民が必要とするサービスを利用できるように、外国児育児教室の開催や、子育てガイド「さんぼみち」の外国語版の発行、外国人向け携帯メルマガの配信等を実施しました。

#### 今後に向けて

今後は、現在の取組をさらに充実させながら、サービス利用者に限らず、地域に住む区民の保健・福祉・医療についての様々な生活課題に対応できるよう、より幅広いサービス内容の周知が必要です。また、区民の意向を尊重したサービス提供ができるよう、専門機関と連携した職員や関係者の技術向上のための継続的な取組が必要です。

具体的な取組として、

- より多くの区民への保健・福祉・医療サービス情報の周知、普及が必要
- 質の高いサービス提供のための専門機関などとの連携や人材育成の継続が必要

**基本目標2 地域の実情に応じた区民・民間団体・区の協働による共助社会の実現**

- 基本方針1 地域住民の連携を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。  
基本方針2 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。  
基本方針3 地域福祉への理解を促進します。  
基本方針4 地域における保健福祉人材の育成と支援に取り組みます。

**第3期の取組**

川崎市は転入世帯や単身者世帯が多く、また高齢化も進行しています。地域住民の連携を促進する地域づくりが大切です。

そのため、まちの中で互いに支え合える関係づくり・地域づくりを進めるため、地域の縁側を推進しました。

また、高齢になっても健康で地域づくりに取り組めるよう、地域での健康講座を実施しています。そのほか、川崎市ではほえみ元気体操推進員や公園ウォーキング推進員などの健康づくり推進ボランティアを養成し、地域での普及啓発活動を共に展開するなど、地域の関係団体や関係機関とともに、子どもから高齢者まで幅広い対象者へ様々な支援ができるように努めてきました。

さらに、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施や子ども見守り活動、高齢者見守りネットワークの推進など、地域の見守り活動の充実を進めています。

**今後に向けて**

川崎市がいつまでも安心して暮らせるまちであるためには、地域のつながりを希薄にさせないための仕組みがますます重要となります。現在実施中の取組も継続しながら、誰もがいつまでも住みたいまち、住み続けられるまちにするために、自分の力を発揮し互いに支え合える地域づくりの推進が必要です。

具体的な取組として

- 地域の交流や地域住民の連携推進のための取組が必要
- 地域の見守り活動の普及啓発、更なる充実が必要
- 地域での子育て支援体制の更なる充実が必要
- 関係組織・団体と連携強化した健康づくりの継続的な普及啓発が必要



**基本目標3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備**

基本方針1 総合的サービスによる地域ケアシステムを充実します。

基本方針2 総合的な支援体制づくりに取り組みます。

基本方針3 保健福祉情報の集約・提供システムを充実します。

**第3期の取組**

区民の様々なニーズに的確に応えるため、区民一人ひとりの実情に合わせたサービスや支援を総合的に提供するための体制の整備が重要です。

誰もが安心して相談や支援を受けることができるように、区役所内職員の研修の充実、連絡体制の強化などにより、スキルアップを図ってきました。

また、必要とする人に必要とする情報を的確に提供するため、地域保健福祉かわら版「ぼかぼか通信」ホームページの開設や、子育てガイド「さんぽみち」の発行、「かわさきく子ども子育てページ」によるわかりやすい情報発信に取り組みました。

さらに、子どもや障害者、高齢者が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるため、災害時要援護者の避難支援制度などについての地域での普及に向けた取組も行っているところです。

**今後に向けて**

今後は、川崎区に住む様々な人に必要なサービスを提供できる仕組みづくりの充実に取り組むとともに、災害時の支援体制の更なる充実について考えていく必要があります。

具体的な取組として

- 子ども・高齢者・障害者など様々な区民への支援体制をさらに充実させることが必要
- 災害時の要援護者対策の充実、災害に備えた地域のつながりづくりが必要



川崎区の取組

# 第2章



# 1 川崎区のめざす地域福祉

## (1) 計画の理念

つながりでつくる、いつまでも安心して  
健やかに暮らせるまち 川崎区



川崎区では、「つながりでつくる、いつまでも安心して健やかに暮らせるまち」をめざして、地域福祉の推進に向けて取り組んでいます。

平成23年に実施した「川崎区区民アンケート調査」の結果\*では、「川崎区は住みやすいまちだ」と感じている人が多く、居住年数20年以上の人が約65%となっています。また、これからも「川崎区内に住み続けたい」と考える人が7割以上となっています。

地域福祉は、区民がつくる福祉です。制度的な福祉サービスの整備だけでなく、区民が互いに支え合う、主体的な行動が大切です。

これからも、区民が住み慣れた川崎区で安心して健やかに住み続けられるよう、また地域の誰もが自分らしい生活ができるよう、第4期計画では、さらに地域のきずなを深め、「いつまでも安心して健やかに暮らせるまち」を人と人の「つながり」で築いていくことをめざしています。

\* 平成23年川崎区区民アンケート調査結果：川崎区は「とても住みやすい」29.1%、「どちらかといえば住みやすい」61.1%、「川崎区内に住み続けたい」76.4%、居住年数「20年以上」65.4%

## (2) 基本目標

## 1 誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくり

保健・福祉・医療サービスを必要としているのに声をあげられない人を含めた対象者が、必要なサービスを受けられるよう、区民に対するサービスへの理解を促し、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりをめざします。

## 2 みんなで支え合えるまちづくり

地域福祉への理解を広め、関係機関や各種団体と連携を深め、活動を支援することにより、地域ぐるみで見守り、支え合うことができるまちづくりをめざします。

## 3 分かりやすい支援体制と地域の資源を活用できる豊かなまちづくり

区民一人ひとりの実情に合わせたサービスや支援を総合的に提供する体制を整備します。また、的確な情報提供と、地域福祉活動の人材育成に取り組み、豊かなまちづくりをめざします。



## 「手伝って」と言えるまちにしよう！！

川崎区が、困ったときに『手伝って』と言えるまちになればいいと思いませんか？もちろん「手伝って」と言われる前に手を差し伸べてあげるのが理想ですが、最近では、安心して手伝ってもらったり、手伝ってあげたりすることが難しくなっています。

支え合い、助け合えるまちにするためには、地域の中でお互いに信頼し合える関係を持つことが必要です。そのためには、日ごろから地域の人同士が交流し、人と人とのつながりを持つことが大切です。

一人で悩んでいないで、家族だけで抱え込まないで、困っているとき・助けが必要なときには、<sup>エスオーエス</sup>SOSを発信してみましょう。

そして、小さな<sup>エスオーエス</sup>SOSも聞き逃さないようなまちづくりをめざしましょう。その第一歩は、地域に関心を持つことです。



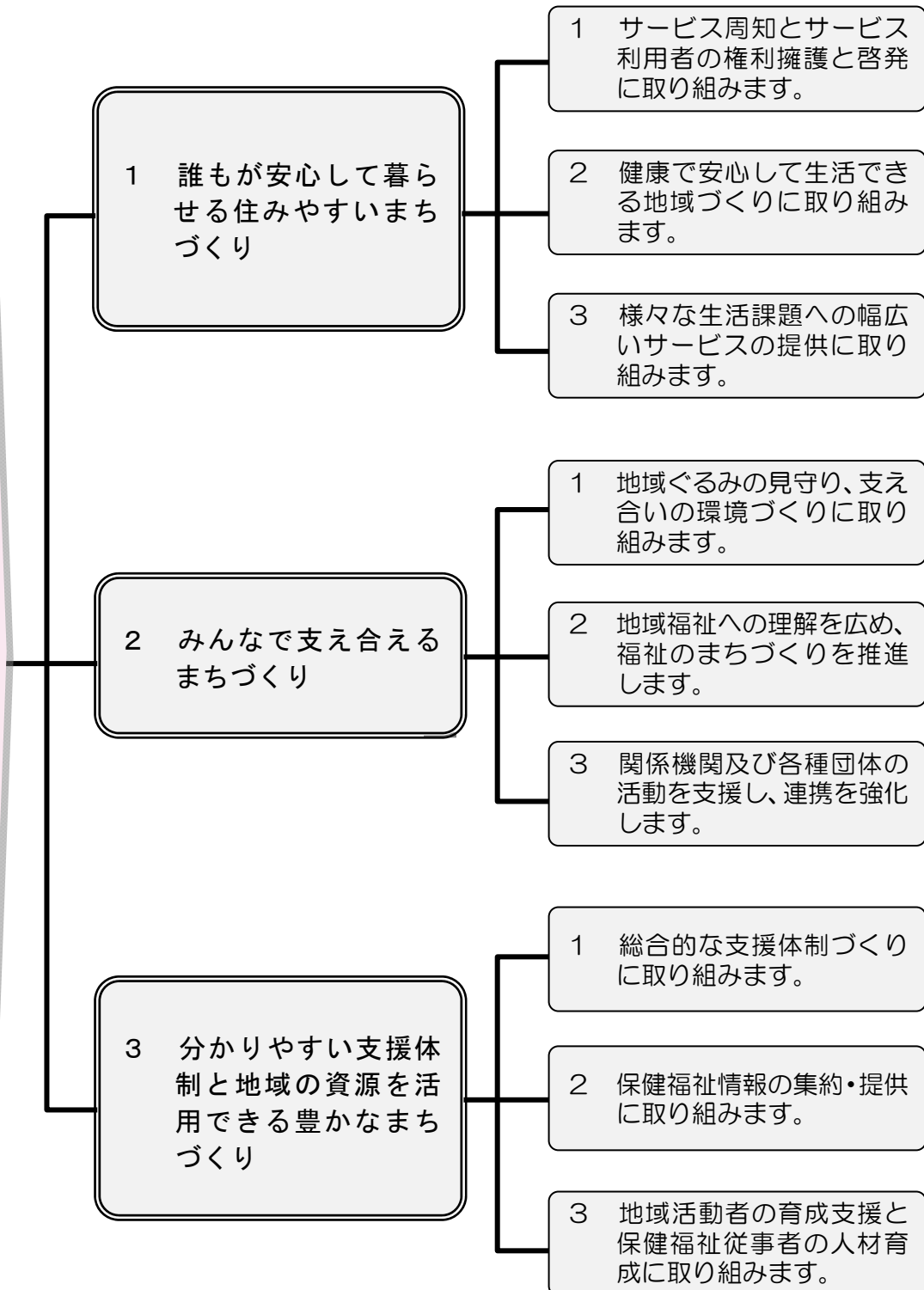
## 2 計画の体系

●計画の理念

●基本目標

●基本方針

つながりでつくる、いつまでも安心して健やかに暮らせるまち  
川崎区



### 3 第4期計画のメインテーマ（主要な取組）

地域の現状、第3期計画の振り返り、地域の課題などを踏まえ、第4期計画においては、次の取組をメインテーマとして、推進していきます。

#### 1 地域のつながり 人のつながり

地域住民が主体となり、地域で支え合いながら、世代を超えた人と人とのつながりを築く仕組みづくりを進めていくため、地域の縁側活動を継続して推進していくとともに、災害時の支援体制の充実等への意識が高まっていることから、災害に備えた地域のつながりづくりに取り組みます。

##### 事業No.24 地域の縁側活動の普及・推進、地域保健福祉活動団体との連携

掲載ページ 62

- 地域の誰もが気軽に交流できるよう、縁側団体の活動を支援し、地域への活動周知と普及啓発を行います。
- また、地域のコミュニティづくりの推進のため、地域保健福祉活動団体と連携し、近隣住民同士の交流と支え合いができるまちづくりを進めます。

##### 事業No.25 災害時要援護者避難支援対策の充実

掲載ページ 64

- 災害時要援護者避難支援制度に係る登録者のデータ作成及び支援組織との連絡調整や、地域における共助による避難支援制度の普及啓発（会議などを通じた制度の情報提供）を行います。
- また中重度以上の身体障害児者への制度紹介と説明や災害時要援護者避難支援事業（災害時要援護者申請者の受付・情報入力）を行います。

#### 2 みんなで子育て 地域で子育て

子育てに関する不安や孤立の解消、さらには虐待の未然防止のために、地域で見守り、みんなで子育てを支える取組を継続して推進します。

##### 事業No.28 こんにちは赤ちゃん訪問事業

掲載ページ 65

- 地域で生まれた赤ちゃんの家庭を訪問し、誕生のお祝いと、子育て支援の情報を届けることで、地域とのつながりのきっかけづくりや子育て家庭の見守りを行います。

##### 事業No.39 子育てグループ育成・支援

掲載ページ 69

- 区内の子育て中の母親が自主的に集まって活動している子育てグループを対象に、発達や遊びについての講師を派遣するなど、グループ活動の活性化、子育て力のスキルアップにつなげるための支援を行います。また、新たに活動を始めるグループへの育成支援も行います。



## 事業No.40 子育てサロン活動

掲載ページ 69

- ・0歳から就学前の児童を対象とし、主任児童委員が中心となって運営する子育てサロンへの協力及び支援を行い、子育て中の母と子が、地域の人と出会う場を提供し、地域での子育てを支援します。

## 事業No.43 こども総合支援ネットワークの推進

掲載ページ 71

- ・子育て支援関連機関が集い、子育てに関する情報交換や課題の共有化などを行います。



### 3 高齢者・障害者がいきいきと生活できる地域づくり

川崎区は市内で最も高齢化率が高く、また障害者数も増加傾向にあります。高齢者や障害者が、いつまでも安心して、いきいきと健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

## 事業No.4 認知症予防の普及啓発

掲載ページ 55

- ・区民が、認知症予防についての知識を深めるために認知症予防講座など各種講座を開催します。

## 事業No.41 障害者相談支援センターとの連携

掲載ページ 70

- ・ケア会議、サービス調整会議、区地域自立支援協議会などを通して、障害者への具体的支援の検討・情報交換・社会資源発掘に努め、質の高い支援につなげます。

## 事業No.49 地域包括支援センターと連携した地域ケア体制の充実

掲載ページ 73

- ・地域包括支援センターと連携し、区における課題抽出や検討、ネットワークの構築等を協議する地域ケア連絡会議の充実を図るなど、区における地域ケア体制の充実を図ります。また、地域ケア圏域における課題抽出や検討、ネットワークの構築などを協議する地域包括ケア連絡会議を支援します。

## 4 事業体系一覧表

※区分：(新) (新規) は、第4期計画に新たに掲載された事業・取組です。

：☆は、第4期計画のメインテーマの具体的取組・事業です。

### 計画の理念

つながりでつくる、いつまでも安心して健やかに暮らせるまち 川崎区

基本目標	基本方針	区分	計画期間（平成26～28年度）の取組事業	掲載ページ	
1 誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくり	1 サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。		1 川崎区徘徊高齢者SOSネットワーク事業の推進	54	
			2 成年後見制度の普及啓発	54	
			3 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及啓発	54	
	2 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。	☆	4 認知症予防の普及啓発	55	
		(新)	5 認知症サポーター養成講座の実施	55	
			6 運動を通じた健康づくりの推進	56	
			7 介護予防出前講座	56	
			8 いこい元気広場への支援	56	
			9 健康づくり出前講座	57	
			10 川崎区健康づくり推進会議	57	
			11 川崎区食育推進分科会	58	
			12 乳幼児の歯科保健の充実	58	
			13 両親学級	58	
			14 男性の育児参加促進事業（ジョイフルサタデー）	59	
			15 「かわさき区子育てフェスタ」の実施	59	
		3 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。		16 高齢者のための講座・教室	60
				17 各種相談の充実	60
				18 発達に課題のある未就学児への支援	60
			19 思春期問題対策事業	61	
			20 外国籍育児教室	61	
			21 通訳及び翻訳バンク	61	
			22 識字学習活動（にほんごひろば）の実施	61	
			23 ホームレスの集団検診（結核）	61	

基本目標	基本方針	区分	計画期間（平成26～28年度）の取組事業	掲載ページ	
2 みんなで支え合えるまちづくり	1 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくりに取り組めます。	☆	24 地域の縁側活動の普及・推進、地域保健福祉活動団体との連携	62	
		☆	25 災害時要援護者避難支援対策の充実	64	
			26 地域交流会への参加の促進	64	
			27 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進	64	
		☆	28 こんにちは赤ちゃん訪問事業	65	
			29 子ども見守り活動	65	
		新	30 地域の見守り活動等の充実	66	
	2 地域福祉への理解を広め、福祉のまちづくりを推進します。		31 地域福祉及び地域福祉計画の推進・普及啓発	67	
			32 地域福祉活動応援講座	67	
			33 中・高校生のボランティア体験学習、現場実習への受け入れ	67	
		新	34 子どもと親のための講座	67	
	3 関係機関及び各種団体の活動を支援し、連携を強化します。		35 健康づくりボランティア団体との連携	68	
			36 食生活改善推進ボランティア団体との連携	68	
			37 社会福祉協議会との連携	68	
			38 民生委員児童委員の活動支援	68	
		☆	39 子育てグループ育成・支援	69	
		☆	40 子育てサロン活動	69	
		☆	41 障害者相談支援センターとの連携	70	
			42 市民活動コーナーの活用	70	
	3 分かりやすい支援体制と地域の資源を活用できる 豊かなまちづくり	1 総合的な支援体制づくりに取り組めます。	☆	43 こども総合支援ネットワークの推進	71
				44 幼稚園・保育園・小学校等との連携事業	71
				45 養育状況等に課題のある要保護児童等への支援体制の充実	71
				46 障害者社会参加活動（青年教室）の開催	72
				47 障害児への地域支援の促進	72
				48 区地域自立支援協議会	72
			☆	49 地域包括支援センターと連携した地域ケア体制の充実	73
				50 高齢者虐待への支援体制の充実	73
		2 保健福祉情報の集約・提供に取り組めます。		51 地域保健福祉活動の普及啓発及び情報発信	74
				52 子育て情報誌の発行	74
				53 かわさき子ども子育てページの充実	75
				54 外国人向け携帯メルマガ配信	75
		3 地域活動者の育成支援と保健福祉従事者の人材育成に取り組めます。		55 子育てボランティア講座	76
				56 保健福祉活動等に関わる職員の人材育成	76

## 5 具体的な取組

※事業No.の前に $\textcircled{\text{新}}$ マークがついているものは、第4期計画に新たに掲載された事業・取組です。  
 ☆マークがついているものは、第4期計画のメインテーマの具体的な取組・事業です。

### 基本目標 1 誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくり

#### 基本方針 1 サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。

誰もが、その人らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助や適切なサービスを受けることができるように、サービスの周知と権利擁護の啓発に取り組みます。

#### ■具体的な取組

##### 1 川崎区徘徊高齢者SOSネットワーク\*事業の推進

- 関係機関のネットワークによって徘徊高齢者の安全を守り、その家族等への支援を行うとともに、認知症についての普及啓発に努めます。

協働団体等：地域包括支援センター

区担当所管：高齢・障害課  
 大師地区健康福祉ステーション  
 田島地区健康福祉ステーション

##### 2 成年後見制度の普及啓発

- 判断能力が十分でない人の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした成年後見制度を円滑に利用できるよう、普及啓発に努めます。

協働団体等：地域包括支援センター

区担当所管：高齢・障害課  
 大師地区健康福祉ステーション  
 田島地区健康福祉ステーション

##### 3 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及啓発

- 認知症などで判断能力が不十分な人などの権利を守り、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、日常生活自立支援事業の普及啓発を実施します。

協働団体等：川崎区あんしんセンター（川崎区社会福祉協議会）

区担当所管：高齢・障害課  
 保護第1課  
 大師地区健康福祉ステーション  
 田島地区健康福祉ステーション

\* 徘徊高齢者SOSネットワーク：徘徊の恐れのある方の情報を事前に登録し、実際に徘徊が起こった際にできるだけ早く発見できるよう、警察や行政、地域包括支援センターが連携する体制のことです。

## 基本方針2 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

誰もが、住み慣れた地域の中で、いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域づくりに取り組みます。

子どもから高齢者まで世代を超えた健康づくりを推進していきます。

### ■具体的な取組

コラム  
参照

#### ☆4 認知症予防の普及啓発

- ・区民が、認知症予防についての知識を深めるために認知症予防講座など各種講座を開催します。

協働団体等：地区活動団体  
地域包括支援センター  
-----  
区担当所管：地域保健福祉課

#### ㊦5 認知症サポーター養成講座の実施

- ・認知症の症状などを正しく理解し、認知症の方やその家族を地域の中で支えていく「認知症サポーター」を養成する講座を開催し、身近な見守りや支援の体制の充実を図ります。

協働団体等：地域包括支援センター  
-----  
区担当所管：高齢・障害課  
地域保健福祉課  
大師地区健康福祉ステーション  
田島地区健康福祉ステーション



### みんなで取り組む認知症予防

～地域ぐるみで認知症予防に取り組みませんか？～

今後、高齢化の進展により、増加することが予想されている認知症の予防法について学び、地域ぐるみで取り組むための研修会を地域に出向いて行っています。



## 6 運動を通じた健康づくりの推進

- ・高齢者の介護予防のため、ストレッチや公園ウォーキング、ほほえみ元気体操などの運動を普及・啓発していきます。

協働団体等：地区活動団体  
地域包括支援センター

-----  
区担当所管：地域保健福祉課

## 7 介護予防出前講座

- ・身近な場所で介護予防についての情報を提供するために、出前講座を実施します。

協働団体等：町内会、老人クラブ、  
地区活動団体、その他

-----  
区担当所管：地域保健福祉課

## 8 いこい元気広場への支援

- ・虚弱高齢者の健康維持のために、いこい元気広場への紹介や、運営調整会議の調整を行い、内容の充実を図ります。

協働団体等：川崎区社会福祉協議会  
地域包括支援センター

-----  
区担当所管：地域保健福祉課

川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

## 活動紹介

## 川崎区介護支援専門員連絡会 仁科 淳子 委員

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、高齢者・介護者の皆様のお力になれるよう、日々、訪問活動で地域を走り回っています。うるおいのある生活の実現をめざして、介護保険サービスや様々な社会資源を活用してケア体制を構築することが求められており、「介護支援専門員連絡会」では研修会や意見交換会を通じて、介護支援専門員同士の仲間づくりや関係機関の皆様との顔のみえる関係づくりを進め、サービスの質の向上に努めています。

これからは地域住民の皆様とも交流を図り、暮らしやすく高齢者に優しい地域づくりに協力していけるよう活動していきます。



【生活保護担当のケースワーカーとの意見交換会】

**9 健康づくり出前講座**

- より多くの区民に生活習慣病予防やたばこの害、食生活改善などの健康づくりの知識を伝えていくために、地域に出向いて講座を実施します。

協働団体等：町内会、地区活動団体、その他

-----  
区担当所管：地域保健福祉課

**10 川崎区健康づくり推進会議**

- かわさき健康づくり21の推進と区民の健康課題を解決するために、健康づくり推進会議を開催し、必要な取組を展開します。

協働団体等：区医師会、区歯科医師会、区内学校、

区PTA協議会、町内会、

民生委員児童委員協議会、地区活動団体 その他

-----  
区担当所管：地域保健福祉課

## 川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

**活動紹介**

川崎区まちづくりクラブ（小田まちづくりクラブ代表） 木村 一三 委員

まちづくりクラブは、住みよいまちをめざす、住民自身のまちづくり活動団体として活動しています。

小田まちづくりクラブの活動の一端をご紹介します。小田球場の地域開放、新春子どもお楽しみ大会や小田公園夏のお楽しみ大会、凧づくり教室などを行っており、たくさんの方が参加しています。

また、以前から提言をしてきました、小田公園リフレッシュ事業につきましては、平成25年2月からは第2期工事がスタートし、7月には水景施設（じゃぶじゃぶ池）が完成しました。夏休みには大勢の子どもが楽しみました。すべての工事の完成後には、公園周囲にウォーキング専用道路もできて、地域の皆様の健康発信地となることでしょう。



【小田公園夏休みお楽しみ大会の様子】



【小田公園夏休みお楽しみ大会の様子】

そして、小田のまちが、親世代、その子どもたち、さらにその先の子ども世代へと、「美しいわがまち、小田」「いつまでも、心のふるさと、安全、安心に暮らせるまち」「譲り合いの気持ち、年上の人を敬う気持ち、おはようございます、こんにちは、が行き交うまち」「お祭り、縁日がよく似合うまち」となるよう、活動しています。地域住民が誇れるまちでありたいと考えます。小田まちづくりクラブは、小田住民の、小田住民による、小田住民のためのまちづくりをめざします。いつもいきいきと明るく活動できるように、住民がいつでも、だれでも、自由に参加できます。

## 11 川崎区食育推進分科会

- 川崎市食育推進計画に基づき、区内の関係機関・団体が連携して食生活を通じた健康づくりの普及啓発活動を実施します。

協働団体等：区内学校・保育園・幼稚園、企業、栄養士会、  
食品衛生協会、地区活動団体、子育て支援センター

-----  
区担当所管：地域保健福祉課

## 12 乳幼児の歯科保健の充実

- 歯科保健に関する情報、生活習慣のあり方、フッ化物の正しい知識と応用についての普及啓発を行います。
- すこやか子どもの歯支援事業を実施し、歯の磨き方やフッ化物の使い方を実践します。
- 保育園指導者講習会で関係団体との連携を強化します。

協働団体等：川崎区歯科医師会、区内保育園、  
地域子育て支援センター

-----  
区担当所管：地域保健福祉課

## 13 両親学級

- 新たな家族を迎えることを契機に妊婦と家族の健康づくりを考える教室であり、友だちづくりの場となるような教室運営等の工夫も行います。また父親の育児参加の支援を行います。

-----  
区担当所管：児童家庭課

川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

## 活動紹介

京町いづみ保育園 小泉 正子 委員

日々保育に追われているのが現実ですが、待機児童が増えている状況の中、少しでも入園できない地域の親子の役に立ちたいとの思いで“一時保育”を実施したり、園庭開放、絵本の貸し出し、行事への参加呼びかけなどをしております。

地域福祉計画推進委員会の会議に出席させていただくようになり、地域で活躍されている方々のお話を伺い、改めて地域の力を実感しております。今後も地域との関わりを広め、情報の提供や収集などをしていきたいと考えております。



## 14 男性の育児参加促進事業（ジョイフルサタデー）

コラム  
参照

- ・男性にも積極的に育児に参加してもらうために、子どもと保護者が一緒に楽しく遊べるプログラムを企画し、土曜日に保育園などで遊ぶ催しを開催します。

協働団体等：区内保育園、地域子育て支援センター

区担当所管：こども支援室

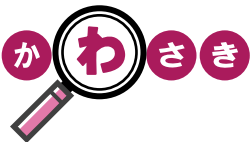
## 15 「かわさき区子育てフェスタ」の実施

コラム  
参照

- ・暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりをめざし、実施しています。

協働団体等：地区活動団体、川崎市社会福祉協議会、  
民生委員児童委員協議会 その他

区担当所管：こども支援室



## パパもいっしょに！ジョイフルサタデー

こども支援室では、男性の育児参加促進事業として「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」を実施しています。男性、特に父親に、子どもの成長発達を母親と共有してもらい、母親の育児の負担感を軽減することを目的としています。男性保育士を中心とした親子ふれあい遊びや親子一緒に楽しめるコンサートなどを通して、父親が子どもと関わる楽しさを体験してもらう取組となっています。

また、地域の方が参加しやすいように、近隣の保育所や地域子育て支援センターと共催し、男性が参加しやすいように土曜日の午前中に開催しています。



## 子育てフェスタ

子どもが元気に過ごせるよう、子育てしやすい地域づくりをめざして、子育てを支援している団体や市民の方と協働で、子育てフェスタを開催しています。

フェスタでは、音楽に合わせて体を動かしたり、おもちゃを製作したり、大人も子どもも楽しく交流できるコンサート・展示・体験等、様々な催しを行うとともに、地域の子育て情報も提供しています。

参加団体等にとっては、フェスタを企画・実施することにより、活動の活性化や運営力の高揚を図る機会となっています。



### 基本方針3 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組めます。

区民の様々な生活課題やニーズに対して、柔軟に対応し、区民の視点に立った幅広いサービスの提供に取り組めます。

介護が必要な人、障害のある人、閉じこもりの人、虐待を受けている人、外国籍の人、ホームレスなど、社会的に孤立しがちな区民に対する相談を充実します。

#### ■具体的な取組

##### 16 高齢者のための講座・教室

- 各種講座・教室を実施し、健康づくりのための知識を提供し、生活に取り入れていくための支援を行います。

協働団体等：地域包括支援センター

区担当所管：地域保健福祉課

##### 17 各種相談の充実

- 高齢者とその家族の問題は、関係機関と連携し、相談対応を行います。また、併せて地域包括支援センターの周知を行います。
- 障害者の問題は、関係機関と連携し対応します。
- 女性相談は関係部署・関係機関と連携し対応します。
- 妊婦及びおおむね18歳までの子ども・子育て相談を行います。必要に応じて関係機関等と連携し対応します。
- 多種多様な保育の相談を行います。相談者に合った細やかな情報提供を行います。
- 児童、高齢者及び障害者の虐待は予防的視点も含めて関係機関と連携して対応します。

協働団体等：地域包括支援センター

障害者相談支援センター

児童相談所 その他

区担当所管：高齢・障害課

児童家庭課

大師地区健康福祉ステーション

田島地区健康福祉ステーション

##### 18 発達に課題のある未就学児への支援

- 発達に課題のある未就学児への支援として、保護者に対する講座や、親子で参加するグループ活動を実施します。

区担当所管：児童家庭課

こども支援室

**19 思春期問題対策事業**

- ・不登校児等の相談・支援を行うフリースペースを開催し、学校や社会生活への参加を支援します。
- ・保護者が子どもへの理解を深め、孤立することを予防します。

-----  
区担当所管：こども支援室

**20 外国籍育児教室**

- ・外国籍の保護者を対象に、月1回ラビットクラブを開催し、育児に関する知識の普及・情報交換や友だちづくりの場を提供します。（平成25年度は年6回）

-----  
区担当所管：児童家庭課

**21 通訳及び翻訳バンク**

- ・日本語を母語としない子どもや保護者のために、通訳の派遣や翻訳を行います。

-----  
区担当所管：こども支援室

**22 識字学習活動（にほんごひろば）の実施**

- ・外国人区民を対象に日常的に必要な日本語を身につけるための学習の支援と文化交流の場の提供を行います。

協働団体等：識字ボランティア\*

-----  
区担当所管：生涯学習支援課

**23 ホームレスの集団検診（結核）**

- ・ホームレスを対象に結核検診を実施します。

協働団体等：市健康増進課、市生活保護・自立支援室  
市健康危機管理担当、水曜パトロールの会

-----  
区担当所管：地域保健福祉課

-----  
\* 識字ボランティア：識字とは文字を読み書きし、理解することで、外国人を対象に日本語の読み書きや意味を教えるボランティアのことです。

## 基本目標2 みんなで支え合えるまちづくり

### 基本方針1 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくりに取り組みます。

近隣住民が助け合いながらお互いの生活を支え合っていけるまちづくりに取り組みます。

#### ■具体的な取組

##### ☆24 地域の縁側活動の普及・推進、地域保健福祉活動団体との連携

- ・地域の誰もが気軽に交流できるよう、縁側団体の活動を支援し、地域への活動周知と普及啓発を行います。
- ・また、地域のコミュニティづくりの推進のため、地域保健福祉活動団体と連携し、近隣住民同士の交流と支え合いができるまちづくりを進めます。

協働団体等：地域の縁側活動団体 その他

区担当所管：地域保健福祉課

コラム  
参照



### おいでよ 地域の縁側へ

～ちょっと寄ってみませんか？～



「誰もが気軽に立ち寄れる交流の場づくり」をめざして「地域の縁側」はスタートし、地域住民の自主的な活動として、現在、区内13か所で活動しています。

お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、体を動かしたり、音楽を楽しんだり、活動内容は様々。ご近所同士の交流を深め、お互いを思いやり、助け合える場となっています。

区では、縁側の新規設立支援のほか、活動を活性化するための講座や、縁側同士が情報交換を行う「縁側連絡会」を開催するなど、多面的に活動を応援しています。

川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

**活動紹介**

まちのえんがわ“ひまわり” 千葉 幹子 委員

「ここに来るのが楽しみでならないの！」

小田1丁目のまちのえんがわ“ひまわり”は今日も皆のおしゃべりと明るい笑い声が弾けています。誰でも参加できて、昔の縁側のようにお茶を飲みながら好きな活動（手芸・ストレッチ・唱歌・落語・バザー・勉強会・おかず作り等々）に参加して気軽におしゃべりしています。

開設して早や10年です。お互いに顔見知りになりながらこれからも安心して暮らせるまちにしたいと願い、活動しています。



【平成25年秋 バザーの様子】

川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

**活動紹介**

ハナさんハウス 池田 ハルミ 委員



ハナさんハウスは、まちの中にポツンと時代に取り残されたような古い家です。

そこに集まって来る人たちも時代に逆らったような昔ながらのお付き合いをする人たちです。

煮物を交換し、お土産を届け、姿を見なければ電話し、それでも見ざる言わざる聞かざるがちゃんとあって、でもいざという時は駆けつけてくれる。

地域福祉ってそんなお付き合いのことではないかと思えます。

ハナさんハウスが地域の中でそうした人たちの拠り所になればと願っています。

## ☆25 災害時要援護者避難支援対策の充実

- ・災害時要援護者避難支援制度に係る登録者のデータ作成及び支援組織との連絡調整や、地域における共助による避難支援制度の普及啓発（会議などを通じた制度の情報提供）を行います。
- ・また中度以上の身体障害児者への制度紹介と説明や災害時要援護者避難支援事業（災害時要援護者申請者の受付・情報入力）を行います。

協働団体等：自主防災組織、町内会・自治会、  
民生委員児童委員、赤十字奉仕団 その他

-----  
区担当所管：危機管理担当、地域振興課  
地域保健福祉課、高齢・障害課  
大師支所区民センター  
田島支所区民センター  
大師地区健康福祉ステーション  
田島地区健康福祉ステーション

## 26 地域交流会への参加の促進

- ・地域の精神障害者支援機関と連携して、精神障害者の親睦を兼ねた交流会を年1回実施します。
- ・施設紹介・情報交換・イベントなどで構成します。

協働団体等：地域の精神障害者支援機関

-----  
区担当所管：高齢・障害課

## 27 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進

- ・民生委員児童委員の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、必要に応じて見守りにつなげるなど、地域における高齢者の見守りを推進します。

協働団体等：民生委員児童委員

-----  
区担当所管：高齢・障害課  
大師地区健康福祉ステーション  
田島地区健康福祉ステーション


 コラム  
参照

### ☆28 こんにちは赤ちゃん訪問事業

- ・地域で生まれた赤ちゃんの家庭を訪問し、誕生のお祝いと、子育て支援の情報を届けることで、地域とのつながりのきっかけづくりや子育て家庭の見守りを行います。

協働団体等：民生委員児童委員  
子育てボランティア その他  
-----  
区担当所管：児童家庭課

### 29 子ども見守り活動

- ・小学生の登下校の時間帯に、町内会・自治会やPTAなどによる見守り活動を実施し、子どもの安全確保対策と地域と学校とのつながりを強化しています。

協働団体等：町内会・自治会、小学校PTA その他  
-----  
区担当所管：危機管理担当  
大師支所区民センター  
田島支所区民センター



## こんにちは赤ちゃん訪問事業

川崎市では赤ちゃんが生まれたすべての家庭へ赤ちゃん訪問を行っています。こんにちは赤ちゃん訪問と新生児訪問の2種類があり、こんにちは赤ちゃん訪問では民生委員児童委員及び子育て支援ボランティア経験者の方が養成研修を受け訪問員として活動しています。

玄関先での短時間の訪問ですが、一件一件丁寧に訪問してくださっているので、訪問を受けたご家庭からは「子育てサロンに行くきっかけになった」「近所の人に来てもらえて安心した」などの声が届いています。

また、訪問員の方からも「頑張っていて子育てしている姿がみられてうれしい」「困ったときに頼れる近所の人でありたい」などの頼もしい声もいただいています。

### ③0 地域の見守り活動等の充実

コラム  
参照

- ・地域での見守り活動を把握・整理するとともに、見守り活動の拡充に努めます。また、地域見守りネットワーク事業の協力事業者等との連携により、細やかなネットワーク構築をめざします。

協働団体等：民生委員児童委員、町内会・自治会、  
地域見守りネットワーク事業協力事業者、その他  
-----  
区担当所管：地域保健福祉課



## ひろげよう 見守りの輪 助け合いの輪

～誰もが見守り、見守られる地域をめざして～

「ご近所の〇〇さん、最近元気がないようだけど、大丈夫かな？」そんな小さな「気づき」から、地域の見守り、助け合いの輪は広がっていきます。

身近にいる人だからこそ、気がつくこと、できることがたくさんあります。

「見守り」は年代や性別に関係なく、地域の誰もが、すぐに始められる活動です。

川崎区では、地域の見守りの輪、助け合いの輪を広げ、誰もが見守り、見守られる地域づくりに取り組んでいきます。





## 基本方針2 地域福祉への理解を広め、福祉のまちづくりを推進します。

地域福祉は、区民一人ひとりが積極的に活動に参加し、地域に関わる人が協力し合っていくものであるため、地域福祉への理解と関心を深め、活動に参加するきっかけづくりや活動を継続するための支援に取り組みます。

### ■具体的な取組

#### 31 地域福祉及び地域福祉計画の推進・普及啓発

- ・区民に地域福祉の理念を普及するため、地域福祉講演会や懇談会などを開催し、地域福祉計画の普及啓発・推進を図ります。

協働団体等：川崎市社会福祉協議会、地区活動団体

区担当所管：地域保健福祉課

#### 32 地域福祉活動応援講座

- ・地域福祉活動者を対象に、団体の活性化とスキルアップのための、「地域福祉活動応援講座」を開催します。

協働団体等：地区活動団体 その他

区担当所管：地域保健福祉課

#### 33 中・高校生のボランティア体験学習、現場実習への受け入れ

- ・ジョイフルサタデーで中高生ボランティアの受け入れを行います。
- ・また、「市民活動交流フェスティバル」でも中高生のボランティアの受け入れ体制を整えています。

協働団体等：川崎市社会福祉協議会 その他

区担当所管：こども支援室  
地域保健福祉課

#### ④34 子どもと親のための講座

- ・保育園のノウハウを活かし、子育てに自信が持てる子育て講座を実施します。子育て家庭相互の交流を図る講座を実施します。

区担当所管：こども支援室

### 基本方針3 関係機関及び各種団体の活動を支援し、連携を強化します。

地域福祉に取り組む関係機関や団体と情報交換し、地域の実情を共有することで、より一層のサービスの向上と質の高い支援につなげていきます。

#### ■具体的な取組

##### 35 健康づくりボランティア団体との連携

- 健康づくりボランティア団体と連携し、健康な暮らしのできる地域づくりを推進します。

協働団体等：健康づくりボランティア団体等

区担当所管：地域保健福祉課

##### 36 食生活改善推進ボランティア団体との連携

- 地域の健康づくり推進のため、ボランティア団体と連携し、食生活を通じた健康づくり活動や食育講座などを実施します。

協働団体等：川崎区食生活改善推進員連絡協議会（ヘルスマイト\*）

区担当所管：地域保健福祉課

##### 37 社会福祉協議会との連携

- 区社会福祉協議会との連携・協力を通じて各種サービス提供や地域福祉の普及、ボランティアなどの人材育成を行います。

協働団体等：川崎区社会福祉協議会

民生委員児童委員協議会

ボランティア連絡協議会

区担当所管：地域保健福祉課

高齢・障害課

大師地区健康福祉ステーション

田島地区健康福祉ステーション

##### 38 民生委員児童委員の活動支援

- 組織として地域福祉をめぐる課題を明確にし、「広げよう地域に思いやり」行動宣言を発し活動を展開しており、その活動を支援し実効性のあるものにします。

協働団体等：川崎区社会福祉協議会

区担当所管：地域保健福祉課

大師地区健康福祉ステーション

田島地区健康福祉ステーション

\* 川崎区食生活改善推進員（ヘルスマイト）食生活を通して健康づくりをめざすボランティア団体です。

## ☆39 子育てグループ育成・支援

- 区内の子育て中の母親が自主的に集まって活動している子育てグループを対象に、発達や遊びについての講師を派遣するなど、グループ活動の活性化、子育て力のスキルアップにつなげるための支援を行います。また、新たに活動を始めるグループへの育成支援も行います。

協働団体等：民生委員児童委員 その他

区担当所管：児童家庭課

## ☆40 子育てサロン\*活動

- 0歳から就学前の児童を対象とし、主任児童委員が中心となって運営する子育てサロンへの協力及び支援を行い、子育て中の母と子が、地域の人と出会う場を提供し、地域での子育てを支援します。

協働団体等：民生委員児童委員 その他

区担当所管：児童家庭課

## 川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

## 活動紹介

## 川崎区民生委員児童委員協議会 小泉 忠之 委員

民生委員児童委員の活動のひとつに、お母さんの子育てを手助けする仕事があります。今回は、お母さんと子どもたちの子育てサロンをご紹介します。

一人で子どもと向き合い育てていると、心細い気持ちになり、もやもやして、つい子どもに当たってしまうこともあると思います。

お母さんが抱えている問題を皆で話し、共有することにより、気持ちを楽にして子育てができる、また、友だちづくりにもプラスになる、そういう場所作りとして子育てサロンを開いています。

12月にはクリスマスをひかえ、皆でクリスマスソングを歌い、風船を使って人形や花を作り、楽しんでもらいました。



\* 子育てサロン：乳幼児とその保護者が自由に利用できる場です。民生委員児童委員、ボランティアなどが中心となって開催しており、子どもを遊ばせながら親同士も情報交換や交流ができる場となっています。

## ☆41 障害者相談支援センターとの連携

- ・ケア会議、サービス調整会議、区地域自立支援協議会などを通して、障害者への具体的支援の検討・情報交換・社会資源発掘に努め、質の高い支援につなげます。

協働団体等：障害者相談支援センター

区担当所管：高齢・障害課  
 大師地区健康福祉ステーション  
 田島地区健康福祉ステーション

## 42 市民活動コーナーの活用

- ・会議や資料づくりのためのスペース及び関連機器の設置などを行い、区内で活動する団体を支援します。

協働団体等：川崎区市民活動コーナー利用者会議

区担当所管：地域振興課  
 大師支所区民センター  
 田島支所区民センター

川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

## 活動紹介

川崎区地域女性連絡協議会 青木 恵美子 委員

子育て中のママたちを支援し、ひとり暮らしのお年寄りを見守り、女性の元気は地域の元気につながる信じ、おもいやりの心で私たちは活動を続けております。

地域の女性会はひとり暮らしの高齢者、家族と同居中でも日中一人で過ごすお年寄り、高齢のご夫婦等を会食会にお誘いしたり、子育て中の若いお母さん方に“おふくろの味”の料理講習、そして子育ての悩みを聞く電話相談など・・・女性の繊細な眼と心で地域の人達に寄り添い密着した活動を心がけています。

また、子どもたちが交通事故や誘拐等の被害にあわないよう登下校時の見守りに大人たちの眼が光ります。地域がひとつの大きな家のように思い暮らしにいけるように皆さんで協力しています。

### 基本目標3 分かりやすい支援体制と地域の資源を活用できる 豊かなまちづくり

#### 基本方針1 総合的な支援体制づくりに取り組みます。

誰もが、安心して相談や支援を受けることができる体制づくりに取り組みます。

#### ■具体的な取組

##### ☆43 こども総合支援ネットワークの推進

- ・子育て支援関連機関が集い、子育てに関する情報交換や課題の共有化などを行います。

協働団体等：川崎区社会福祉協議会  
地域子育て支援センター  
こども文化センター その他

-----  
区担当所管：こども支援室

##### 44 幼稚園・保育園・小学校等との連携事業

- ・区内幼稚園、保育園、小学校との連携を深め、子どもの連続した育ちを支援します。
- ・また、区教育担当との会議や、幼稚園・保育園・小学校の組織の代表による会議などを実施し、学校や子どもに関する様々な課題への対応を検討します。

協働団体等：保育園、幼稚園、小学校

-----  
区担当所管：こども支援室

##### 45 養育状況等に課題のある要保護児童等への支援体制の充実

- ・保護や支援を必要とする児童を早期発見し、適切な支援を行うために、関係機関・団体等とのネットワークの推進を目的とした要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催等を実施します。

協働団体等：民生委員児童委員協議会  
小中学校、保育所、幼稚園、警察署、  
児童相談所、病院 その他

-----  
区担当所管：児童家庭課  
大師地区健康福祉ステーション  
田島地区健康福祉ステーション

## 46 障害者社会参加活動（青年教室）の開催

- ・主に知的障害者を対象に、体験活動を通して地域との交流を図ります。

協働団体等：青年教室ボランティア

区担当所管：生涯学習支援課

## 47 障害児への地域支援の促進

- ・療育手帳の相談・交付、福祉サービス紹介、支援制度紹介、関係機関紹介、ケア会議などを実施し、障害児が地域で生活しやすい環境整備に努めます。

協働団体等：発達相談支援センター

南部地域療育センター その他

区担当所管：高齢・障害課

児童家庭課

大師地区健康福祉ステーション

田島地区健康福祉ステーション

## 48 区地域自立支援協議会

- ・障害者福祉の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行うことで、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや安心して生活できる地域づくりを推進します。

協働団体等：障害者相談支援センター その他

区担当所管：高齢・障害課

大師地区健康福祉ステーション

田島地区健康福祉ステーション

川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

## 活動紹介

川崎市身体障害者協会 菅野 とき 委員

私たち障害者団体は、年間を通じて社会参加と生活向上をめざして様々な活動を行っております。身体にハンデを負うと自然と家にこもりがちになります。そのため、社会参加をして福祉の視点を広げ、仲間との交流の中で、地域における福祉活動の在り方等を学びたいと考えています。かわさき市民祭りへの参加や、会員とボランティアを交えての研修旅行等を実践しております。地域の皆様と気軽に交流ができればうれしく思います。関心をお持ちの方の声をお待ちしております。


 コラム  
参照

#### ☆49 地域包括支援センターと連携した地域ケア体制の充実

- ・地域包括支援センターと連携し、区における課題抽出や検討、ネットワークの構築等を協議する地域ケア連絡会議の充実を図るなど、区における地域ケア体制の充実を図ります。また、地域ケア圏域における課題抽出や検討、ネットワークの構築などを協議する地域包括ケア連絡会議を支援します。

協働団体等：地域包括支援センター

-----  
 区担当所管：高齢・障害課  
 大師地区健康福祉ステーション  
 田島地区健康福祉ステーション

#### 50 高齢者虐待への支援体制の充実

- ・高齢者虐待防止の啓発活動と相談支援を行います。

協働団体等：地域包括支援センター

-----  
 区担当所管：高齢・障害課  
 大師地区健康福祉ステーション  
 田島地区健康福祉ステーション



### 高齢者とその家族の身近な相談窓口「地域包括支援センター」

#### 住み慣れた地域で暮らし続けていくために

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法の改正により平成18年4月から、おおむね中学校区に1か所設置された、高齢者のための身近な総合相談窓口です。

川崎区内には9つのセンターが設置されており、本人や家族、関係機関などから寄せられる様々な相談や情報をもとに、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などの専門職の職員がそれぞれの専門性を発揮しながらチームで対応し、関係機関と調整しながら適切なサービス利用につなげるなど、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう相談支援を行う役割を担っています。

区役所及び地区健康福祉ステーションではセンターと連携し、地域の関係団体、機関、事業者等とのネットワークの強化を図る取組などを行っており、センターが設置する「地域包括ケア連絡会議」や区役所及び地区健康福祉ステーションが設置する「地域ケア連絡会議」では、地域の関係団体等を構成員とし、区内の課題の抽出・検討や連携体制・仕組みづくりに関して多職種での検討を行い、地域ケア体制の充実を図っています。



## 基本方針2 保健福祉情報の集約・提供に取り組みます。

必要とする人に必要とする情報が伝わり、分散している情報や埋もれている情報が効果的に伝わるシステムづくりに取り組みます。

### ■具体的な取組

#### 51 地域保健福祉活動の普及啓発及び情報発信

- ・地域の保健福祉の活動などの情報を効果的に発信します。

協働団体等：地区活動団体  
 -----  
 区担当所管：保健福祉センター全課  
 大師地区健康福祉ステーション  
 田島地区健康福祉ステーション

コラム  
参照

#### 52 子育て情報誌の発行

- ・子育てに関する情報誌、川崎区子育てガイド「さんぽみち」（日本語版及び外国語版）等の発行を行います。

協働団体等：地区活動団体  
 -----  
 区担当所管：こども支援室



### 「ぽかぽか通信」をご利用ください！

～地域の身近な保健、福祉、子育て情報をお知らせしています～

川崎区の保健や福祉、子育ての情報を「ぽかぽか通信」ホームページでお知らせしています。地域のイベントや講座、さまざまな活動など、身近な情報を盛りだくさんで紹介しています。ぜひ、ご利用ください。



[http://kawasaki-kawasaki.myp1.net/fukushi\\_kawasakiku/](http://kawasaki-kawasaki.myp1.net/fukushi_kawasakiku/)





## 53 かわさきく子ども子育てページの充実

- かわさきく子ども子育てページにより、事業、イベントなど区内の子育て・子育てに関する身近な情報を発信します。

-----  
区担当所管：こども支援室  
児童家庭課

## 54 外国人向け携帯メルマガ配信

- 外国人に向けた行政情報及び地域情報を6言語で携帯電話メールマガジンとして配信します。

-----  
協働団体等：地区活動団体  
区担当所管：企画課

川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

**活動紹介**

川崎区連合町内会 山内 昭伍 委員

「行政」や「誰か」が何とかしてくれる時代ではなくなりました。

社会が激しく変動しているなかで、これまで当たり前のこと、当たり前ではなくなり、住民一人ひとりが大きく気持ちを変化させてきています。

一時の経済的なゆとりも、心を豊かにすることにはつながらず、近頃では親しくお付き合いをしない方が煩わしくないという、自己中心的な風潮さえ聞こえてきます。

そのような逆境の町内会で、加入率も年々低下しておりますが、だからこそささやかな「人とひととのふれあいによる幸せ」そのことに気づき知恵を出していかなければ、社会全体が無味乾燥な生活の場となってしまいます。

私たちの身の回りはアナログからデジタルに移っております。しかし人間関係のコミュニケーションはアナログでなくてはなりません。日本人の誇ってよい下町の心根は、この川崎区にまだ残っております。

私たちが行動を起こさなければ、住みよい地域や住みたい地域は叶いません。

これからも、連合町内会としてたゆまぬ努力を重ねていくことが大切なことだと考えております。

**基本方針3 地域活動者の育成支援と保健福祉従事者の人材育成に取り組めます。**

地域で活動する人の高齢化や人材不足が課題となっているため、ボランティア等の人材育成に取り組めます。

**■具体的な取組****55 子育てボランティア講座**

- ・区内の子育て支援機関で活動するボランティアの養成講習会を開催し、ボランティア開始後は、レベルアップ講座や交流会の実施・情報提供など積極的なサポートを行います。

協働団体等：川崎区社会福祉協議会

区担当所管：児童家庭課  
こども支援室

**56 保健福祉活動等に関わる職員の人材育成**

- ・区の相談・支援体制が充実するよう、区役所職員のスキルアップ研修会の開催、専門的な研修会への参加、情報交換などを実施します。
- ・また、新任・転任職員などを対象に、保健福祉センター内での業務・取組を把握し、日常業務に役立てるための研修会を開催します。

区担当所管：保健福祉センター全課  
こども支援室

川崎区地域福祉計画推進委員会委員の

**活動紹介**

川崎区ボランティア連絡協議会 金木 秀之 委員



【ものづくり教室の様子】

川崎区ボランティア連絡協議会は、川崎区を拠点に社会福祉全般に関わる人たちに対して、地域活動を通して輪を広げ、人々に情報を発信しお互いの親睦を深める目的に賛同する、ボランティアグループ・団体・個人で構成されています。

研修会や講演会、ものづくり教室、交流フェスティバル、新年交流懇親会、総会の開催などの活動を実施しています。関心のある方は、ぜひご参加ください。お待ちしております。

## 6 地域福祉計画の進め方

地域福祉の主角は、すべての区民です。川崎区をいつまでも安心して健やかに暮らせるま  
ちにするには、区民と行政が協働して取り組んでいく必要があります。

また、区の中には、地域に応じた多様な福祉ニーズがあり、それらに対応していくため  
には、区民や地域で活動する町内会・自治会やボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議  
会など、それぞれが地域福祉の担い手となり、相互に協働を図ります。

### ■ 区民の役割

区民は、住んでいる地域や福祉に関心を持ち、地域の中にある生活課題に気づき、課  
題の解決に向けて積極的に行動することが求められています。そのためには、日ごろか  
ら地域の人たちの交流を深め、つながりを築いていくことが大切です。

### ■ 町内会・自治会の役割

町内会・自治会は、地域での支え合いの意識の向上を図るとともに、区民と行政の協  
働に参画する一員としての役割が果たせることが期待されます。

### ■ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、「社会福祉に関する活動を行う者」として社会福祉の公的サー  
ビスの仕組みから漏れたり、利用したからない人たちへの対応など、役割はさらに大き  
くなっています。また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤  
立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見と、信頼関係を築きながらの相  
談・援助も期待されています。

### ■ 地区活動団体の役割

地区活動団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対し、今まで培った経験や技  
術・知識を活かして、地域への貢献や活躍が期待されます。

### ■ 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、質の高いサービスを提供し、サービス利用者の自立を支援す  
ることが求められています。また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアな  
どが交流し合う場としての役割や、地域福祉の拠点としても期待されています。

### ■ 川崎区社会福祉協議会の役割

地域福祉推進にあたって、社会福祉協議会は、社会福祉法（109条）の中で中心的な  
役割を担う団体として位置付けられています。

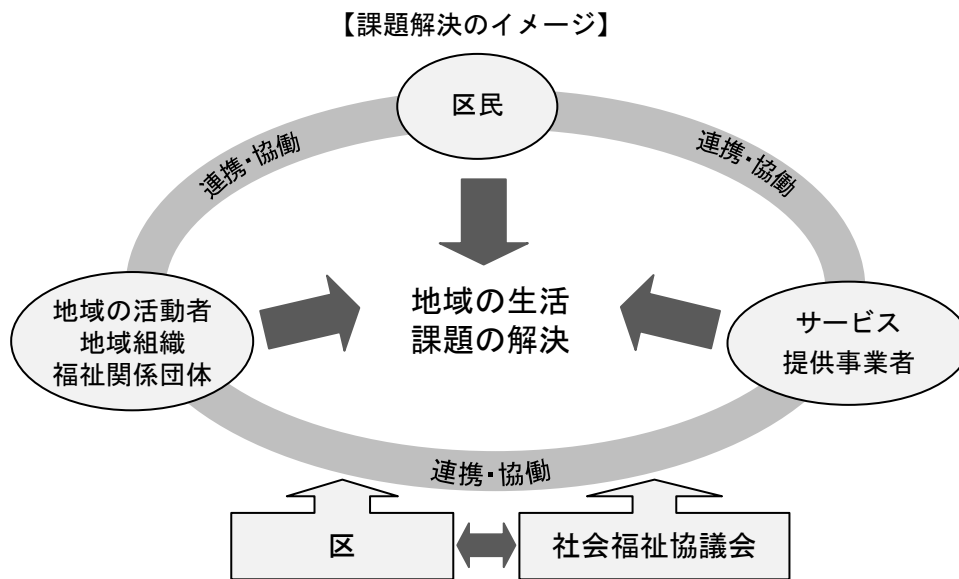
社会福祉協議会は、これまで在宅福祉サービスや施設の運営管理などを市からの受託  
で行ってきました。また、地域の福祉活動のコーディネーターとして、福祉団体との連  
絡調整や活動を支援してきました。

これからは、行政とは異なる民間組織として、独自の存在意義と役割を明確にしていくとともに、区民からも見える体制づくりや様々な専門機関、教育機関などとの連携を強化しながら地域の中に入っていくことが重要であり、「地域福祉推進の中心的な役割を果たすこと」が求められています。

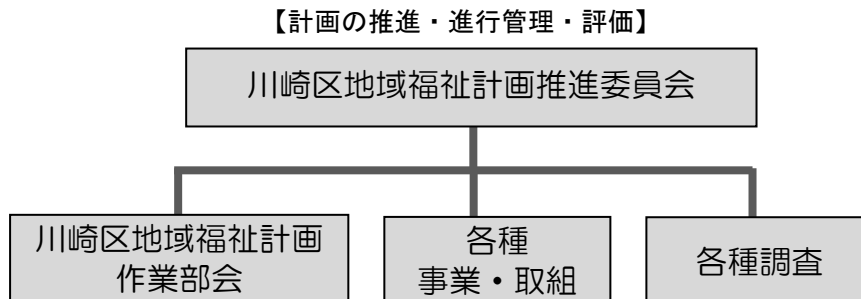
■ 川崎区の役割

行政計画として策定している地域福祉計画を地域で推進していくためには、地域での推進基盤を整備し、身近な地域での福祉の仕組みをつくっていくことが必要です。また、地域での基盤整備や仕組みづくりを進めるにあたって、どれだけ多くの区民参画が得られるかが大切です。

地域福祉計画の推進体制と、庁内の関連部署との連携を強化し、総合的・横断的なサポート体制を組むことが必要となります。これからも、高齢者や児童、障害者などの施策も含め、施策の形成過程にも直接的に区民が関われる機会の拡充を図り、区民との連帯意識を高めていくよう努めていくことが求められています。



計画の推進にあたっては、区役所関係課と関係機関のメンバーで構成する「川崎区地域福祉計画作業部会」で、各種調査を踏まえ、各種事業・取組の評価を行います。そして、「川崎区地域福祉計画推進委員会」で事業報告を行い、進行管理・評価をします。





# 資料編





## (1) 第4期川崎区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成24年 11月	地域福祉計画課題抽出 のための調査	地域福祉計画推進委員を通じて、関係団体や区民に対して調査を実施
平成25年 1月	第3回川崎市地域福祉 実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活課題に関する調査</li> <li>・地域福祉活動に関する調査</li> </ul>
5月14日	平成25年度第1回 川崎区地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昨年度の報告</li> <li>2 第4期川崎区地域福祉計画の策定等について</li> </ol>
8月6日	平成25年度第1回 川崎区地域福祉計画 作業部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業部会会長・副会長の選出</li> <li>2 第4期川崎区地域福祉計画策定に向けた素案の検討及び「川崎区の取組事業一覧表」の作成について</li> </ol>
9月17日	平成25年度第2回 川崎区地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 川崎区の現状と課題について</li> <li>2 第4期地域福祉計画の骨子案について</li> <li>3 第4期地域福祉計画の具体的な取組について</li> </ol>
11月5日	平成25年度第3回 川崎区地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4期地域福祉計画の素案について</li> <li>2 第4期地域福祉計画の区民説明会について</li> </ol>
平成26年 1月27日 ～ 2月26日	パブリックコメント	意見募集
2月4日	区民説明会	第4期川崎市地域福祉計画概要の説明 第4期川崎区地域福祉計画概要の説明 意見交換
2月18日	平成25年度第4回 川崎区地域福祉計画 推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4期地域福祉計画案について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民説明会の開催結果報告</li> <li>・第4期川崎区地域福祉計画冊子の表紙案について</li> </ul> </li> </ol>

## (2) 川崎市地域福祉計画推進委員会委員名簿

任期 平成24年3月1日～平成26年2月28日

氏名		所属
◎	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科
	鈴木 真	川崎市医師会
○	小泉 忠之	川崎市民生委員児童委員協議会
	青木 恵美子	川崎市社会福祉協議会
	菅野 とし	川崎市身体障害者協会
	小泉 正子	京町いづみ保育園
	仁科 淳子	川崎市介護支援専門員連絡会
	深澤 香織	市民活動団体：すくすくかわさきっ子
	金木 秀之	川崎市ボランティア連絡協議会
	池田 ハルミ	市民活動団体：ハナさんハウス
	千葉 幹子	市民活動団体：まちのえんがわひまわり
	布川 昌子	市民活動団体：まちの縁側大師
	山内 昭伍	川崎市連合町内会
	木村 一三	川崎市まちづくりクラブ

◎：委員長 ○：副委員長

(順不同 敬称略)

### (3) 川崎区地域福祉計画推進委員会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 本区における地域福祉計画を策定し、その事業の展開について進捗状況の管理・評価を行い、社会状況等に応じた計画の変更を行うため、川崎区地域福祉計画推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 推進委員会は次の事項に関して協議をし、その結果を区長へ報告する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること
- (3) 前各号に定める事項の他、推進委員会で必要と認める事項

#### (推進委員会)

第3条 推進委員会は、学識経験者、公募による市民、団体職員等で構成し、次の各号に掲げるとおり、おおむね17名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (3) 市民団体、ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (4) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (5) 公募による区民
- (6) その他区長が特に認めた者

2 推進委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、これを2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は市長が委嘱する。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

#### (会議の招集)

第5条 推進委員会は、委員長が召集する。

#### (作業部会等)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進委員会のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する行政職員及び委員長が特に認めた者で組織する。

- (1) 保健福祉センター地域保健福祉課
- (2) 保健福祉センター児童家庭課
- (3) 保健福祉センター高齢・障害課
- (4) 保健福祉センター保護第1課
- (5) まちづくり推進部企画課
- (6) まちづくり推進部地域振興課

- (7) まちづくり推進部生涯学習支援課
- (8) こども支援室〔企画調整〕
- (9) こども支援室〔運営管理〕
- (10) こども支援室〔事業推進・人材育成〕
- (11) 大師地区健康福祉ステーション
- (12) 田島地区健康福祉ステーション
- (13) 大師支所区民センター
- (14) 田島支所区民センター

3 作業部会には部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選とする。

4 作業部会は部会長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会及び作業部会の庶務は、川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 川崎区地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成17年11月7日施行）の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この要綱の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この要綱の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

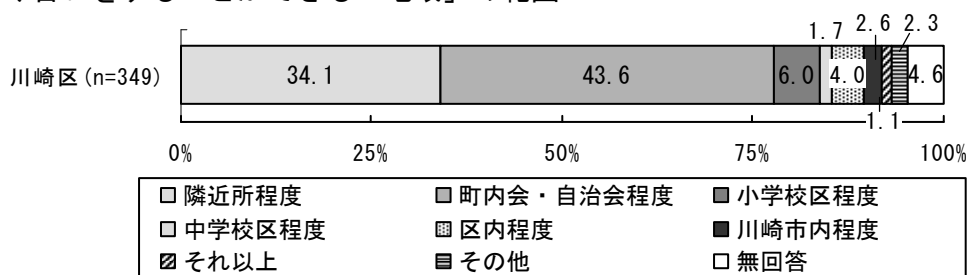
#### (4) 第3回川崎市地域福祉実態調査（川崎区の集計結果）

平成25年1月に実施された「第3回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」の川崎区の主な集計結果です。

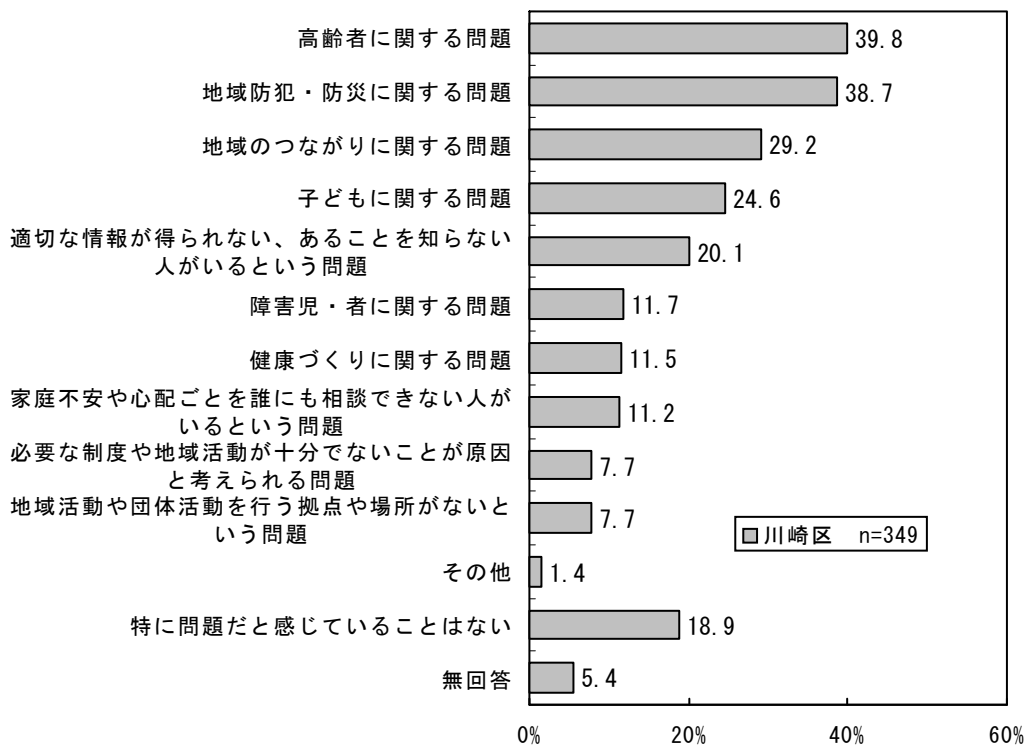
##### ① 調査の概要

- 20歳以上の男女から各区850人を無作為抽出し、郵送による配布・回収
- 回収数349、回収率41.1%

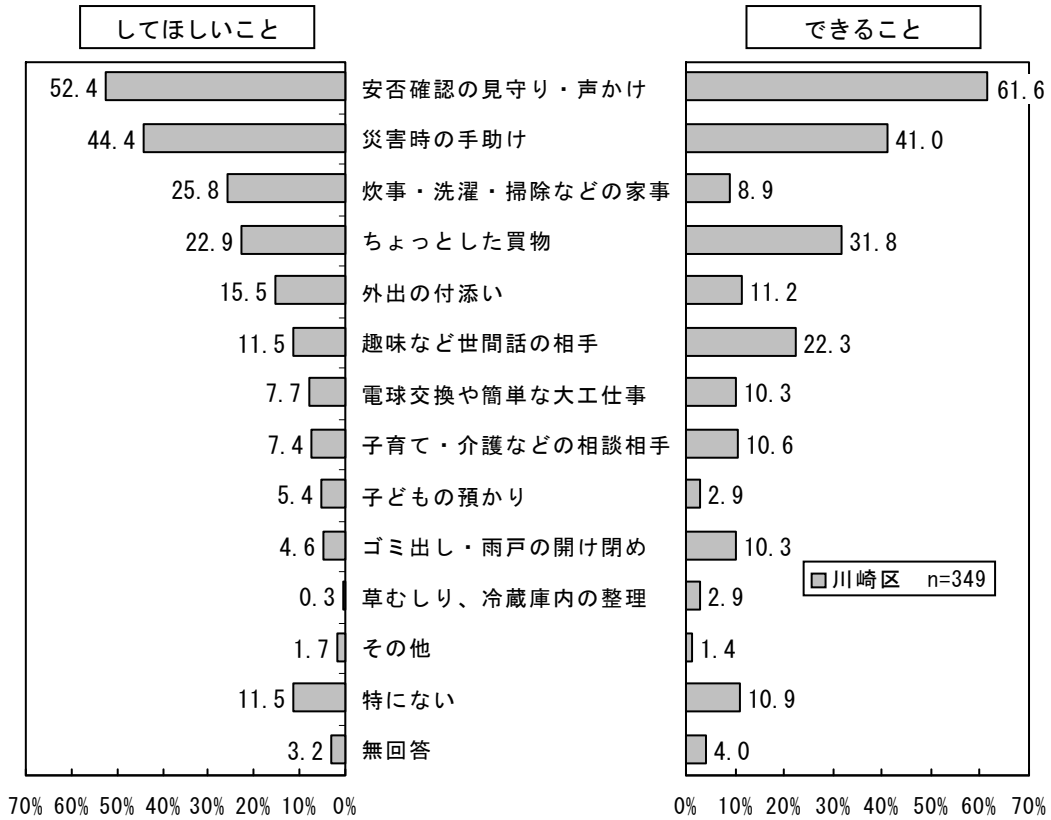
##### ② 助け合いをすることができる「地域」の範囲



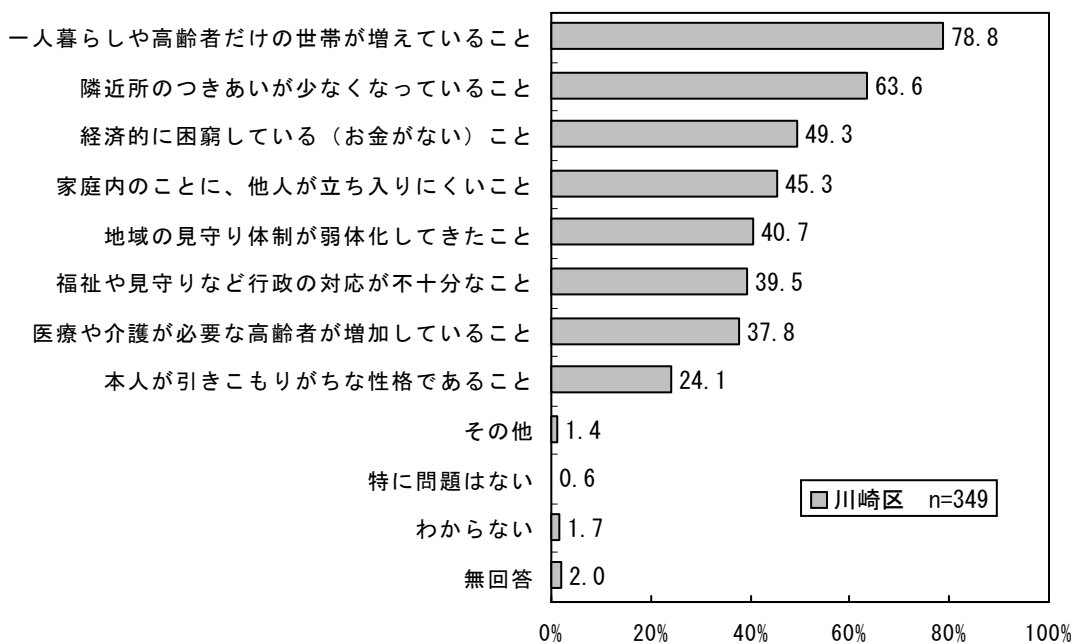
##### ③ 「地域」において問題になっていること（複数回答）



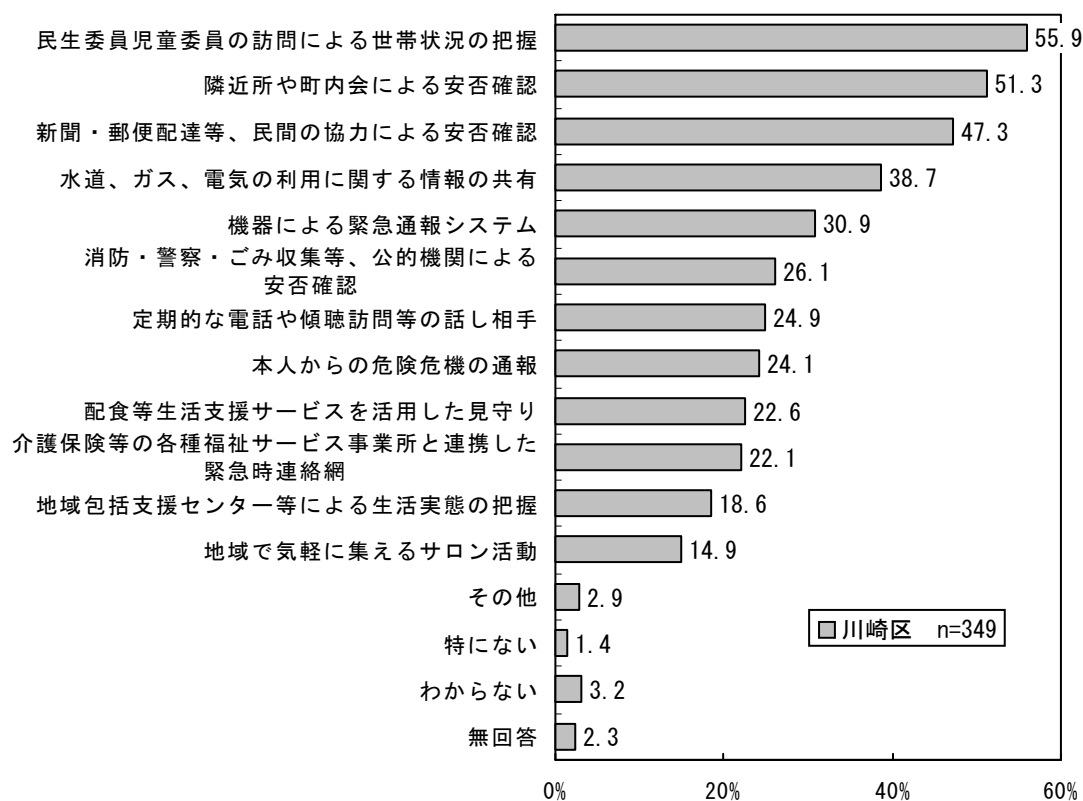
④ 地域の人に手助けしてほしいこと・地域の支え合いとして自身ができること  
(複数回答)



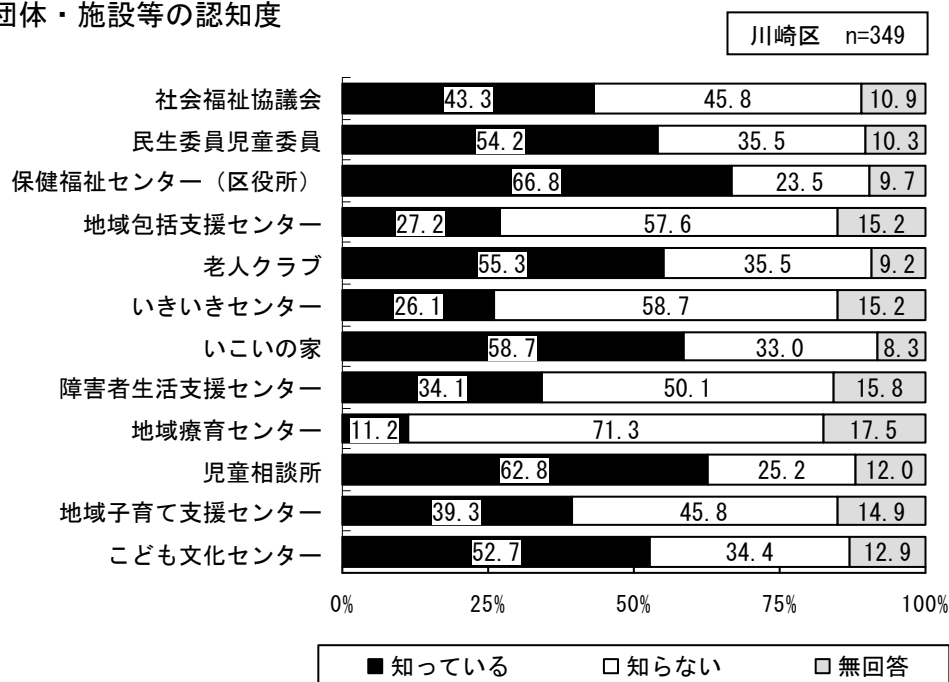
⑤ 孤立死が生じる原因として問題だと思うこと (複数回答)



## ⑥ 孤立死を防ぐために有効だと思うこと（5つまでの複数回答）



## ⑦ 団体・施設等の認知度







## ～区政40周年 川崎区 区の花・区の木～

川崎区は平成24年に区政40周年を迎えたことを記念して「区の花」「区の木」を制定しました。



### ひまわり

誰もが親しみやすく、育てやすい花で、太陽に向かって育つ、元気で明るいイメージが、成長著しい川崎区と重なることから区の花に決められました。



### ビオラ

プランターや鉢等でも育てやすい、冬から春を彩る花で、楽器の「ビオラ」とも重なり、「音楽のまちかわさき」のイメージに合うことから区の花に決められました。



### いちょう 銀杏

市役所通りをはじめ、学校や街路等で多く植樹されており、四季折々の様子を楽しむことができます。区民に身近な木として親しまれていることから、区の木に決められました。



### ちょうじゅうろうなし 長十郎梨

大師河原が発祥の地とされ、大正・昭和の時代は代表的な梨の品種として多くの人に食され親しまれました。地域の歴史と共に語り継がれるよう、区の木に決められました。

## 第4期川崎区地域福祉計画

～ ひろげよう 見守りの輪 助け合いの輪 ～

2014（平成26）年3月

川崎市川崎区役所 保健福祉センター地域保健福祉課

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地

T E L 044-201-3228

F A X 044-201-3291

E-mail 61hohuku@city.kawasaki.jp



川崎区